

平成29年第5回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月7日(木)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	10
7番 関 口 雅 敬 君	10
4番 岩 田 務 君	19
6番 野 口 健 二 君	22
1番 井 上 悟 史 君	23
2番 田 村 勉 君	24
5番 村 田 徹 也 君	30
3番 野 原 隆 男 君	43
9番 新 井 利 朗 君	45
8番 大 島 瑠美子 君	47
○町長提出議案の報告及び一括上程	54
○議案第62号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度長瀬町一般会計補正予算(第4号))	
○議案第63号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第64号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第64号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第65号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第65号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	

する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議案第66号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第66号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○議案第67号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第67号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第68号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第68号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任について	
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
・請願第1号 国保税の県移管についての意見書提出を求める請願	
○請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
・請願第2号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願	
○請願第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	71
・請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願	
○発議第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	73
・発議第3号 長瀬町手話言語条例	
○議員派遣の件	74
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	75
○閉会について	75
○町長挨拶	75
○閉 会	76

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第94号

平成29年第5回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年12月1日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成29年12月7日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成29年第5回長瀬町議会定例会 第1日

平成29年12月7日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

6番 野 口 健 二 君

1番 井 上 悟 史 君

2番 田 村 勉 君

5番 村 田 徹 也 君

3番 野 原 隆 男 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第62号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第64号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第65号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第66号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第67号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第68号の説明、質疑、討論、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

1、発議第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

1、議員派遣の件

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	野	口		清	君	会計 管理 者	福田	光	宏	君	
総務課長	横	山	和	弘	君	企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	田	寫	俊	浩	君	町民課長	若	林		智	君
健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君	産業 観光 課長	南			勉	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	教育次長	福	島	賢	一	君

事務局職員出席者

事務局長	中	畝	健	一	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第5回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（染野光谷君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年8月から10月に係る現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

9月29日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第2回定例会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

10月7日に、秩父宮記念市民会館で「第23回秩父地区地域安全大会並びに第24回秩父地区暴力排除推進大会」が開催され、出席をいたしました。

10月8日に、秩父市下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、副議長岩田務君ともども出席をいたしました。

10月13日に、皆野町文化会館で「第18回秩父郡市人権フェスティバル」が開催され、井上悟史君、田村勉君、村田徹也君、新井利朗君ともども出席いたしました。

10月16日に、横瀬町役場で「第33回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

10月18日に、秩父地方庁舎で、「道議連・水森議連・公共交通議連第2回役員会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

10月19日に、吉見町フレサよしみで「埼玉県町村議会議長会町村議会議員研修会」が開催され、田村勉君、野原隆男君、村田徹也君、野口健二君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君ともども出席をいた

しました。

10月29日に、横瀬町町民会館で「よこぜまつり」が開催され、副議長岩田務君が出席されました。また同日に、秩父市農園ホテルで「秩父郡市医師会創立110周年記念式典・祝賀会」が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

11月9日に、横瀬町で「秩父町村議員クラブ研修会及び交流会」が開催され、井上悟史君、田村勉君、野原隆男君、野口健二君、大島瑠美子君、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

11月10日に、埼玉県庁で「道議連・水森議連による県の施策に対する要望」が行われ、出席いたしました。また同日に、皆野町役場で「優良従業員表彰式」が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

11月13日・14日に、神奈川県葉山町ほかで「秩父地域議長会正副議長行政視察」が行われ、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

11月14日に、埼玉会館大ホールで「県民の日記念式典」が開催され、新井利朗君が地方自治功労者表彰を受賞されました。

11月17日に、総務省ほか関連省庁で「道議連・水森議連による国要望」が行われ、出席いたしました。また同日に、秩父神社参集殿で「ちちぶ定住自立圏と東京農業大学との包括連携協定締結式・交流会」が行われ、副議長岩田務君が出席いたしました。

11月20日に、東京国際フォーラムで「地方自治法施行70周年記念式典」が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

11月22日に、渋谷区NHKホールで「第61回町村議会議長全国大会」が開催され、出席いたしました。

11月25日に、横浜市ほかで「道議連・水森議連・公共交通議連視察研修」が開催され、井上悟史君、田村勉君、野原隆男君、野口健二君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

12月3日に、秩父宮記念市民会館で「秩父夜祭観光懇談会」が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。12月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第5回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

秩父の冬の風物詩、秩父夜祭も過ぎまして、ことしも残すところあとわずかとなってまいりました。

議員各位におかれましては、ことしも1年間、町政進展のためご尽力いただきましたことに対し、心から感謝と敬意の意を表する次第でございます。

さて、突然の衆議院解散により、10月22日に行われた総選挙では、与党が再び3分の2以上の議席を獲得し、安倍政権が継続されることになりました。与党は、消費税の増税分を財源とした全世代型社会保障制度の構築、働き方改革を柱とした経済政策アベノミクスの加速などに取り組むとの姿勢を強調しております。今後、地方自治体への影響がどのようになっていくか、なかなか見えてこないところがございますが、町としては一歩ずつ着実に魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、ここで、9月定例会以降における主な事項について、ご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

10月29日に、毎年、冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を行いました。ことしは残念ながら悪天候のため、第一小学校の体育館で行うことになり、消防団員によるポンプ操法や放水演習等を拝見することはできませんでしたが、議員の皆様を初め、大勢の来賓の前で部隊点検や分列行進を見ていただくことができました。消防団員の皆様の躍動感のある姿を見て安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第でございます。

11月9日には、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、12名の方を表彰させていただきました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

平成29年度長瀬町敬老会・高齢者のつどいが10月25日、26日の2日間にわたり、長瀬有鄰倶楽部で開催されました。

25日は長瀬、本野上地区、26日は中野上、野上下郷、矢那瀬、岩田、井戸、風布地区にお住まいの慶事に該当された皆さんをお招きし、盛大に挙行することができました。両日とも午前中に敬老会式典、午後は老人クラブ連合会の役員による実行委員会方式での高齢者のつどいが行われ、楽しい1日を過ごしていただきました。これも議員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものと、改めて御礼を申し上げます。

次に、みんなで支え合うまちづくりフォーラムが11月8日、中央公民館で150人の参加により開催されました。公益財団法人さわやか福祉財団の清水理事長による基調講演や、町内の各地域で活動している方々によるパネルディスカッションが行われ、生活支援体制整備協議体の皆さんや民生委員さんを初め、大勢の関係者の方々にご協力をいただき、盛大に開催することができました。皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

10月7日に、岩畳西側の町有地及びみやま駐車場をメイン会場に、商工会青年部主催により第15回ふれあいフェスタ長瀬が開催されました。当日は、朝から雨が降るあいにくの天候となり、人出が心配されましたが、お昼前には天気も回復し、大勢のお客様にご来場をいただきました。

次に、10月26日には、昨年10月に埼玉りそな銀行と締結いたしました長瀬町蓬莱島公園づくり活動協定に基づき、蓬莱島公園内の埼玉りそなの花壇に大勢の行員の皆様が参加し、菜の花の種まきを行っていただきました。また、埼玉りそな銀行には、宝登山の森づくり活動にも積極的に取り組んでいただいております。長瀬の新たな名所づくりにご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして、心より感謝申し上げます。

次に、11月1日から11月30日まで1カ月間、長瀬町観光協会主催により長瀬紅葉まつりが行われました。特に当町における紅葉のピークとも言えます11月11日から11月26日までの間、月の石もみじ公園を

初め、宝登山神社や自然の博物館でもライトアップを実施していただき、ことしも新聞やテレビなど、多くのマスメディアに取り上げられ、例年にも増して多くの観光客でにぎわいました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年実施しております長瀬町文化展でございますが、本年度42回目を迎え、11月2日から4日までの3日間、中央公民館において開催されました。出展作品は983点、期間中約550人の方にご来場いただき、大盛況の開催となりました。また、町内小中学校において、桜と松等を守る会を中心に地域の大勢の皆様に参加していただき、植木の剪定や除草作業をしていただきました。この作業は、ことしで12年目となります。作業には延べ135名の方に参加していただき、学校美化のためにお力をいただき、大変きれいになりました。参加された皆様には心より感謝申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案1件、条例の一部改正案3件、補正予算案2件、人事案件1件の合わせて7議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも、町政進展のための重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 井上悟史君

2番 田村勉君

3番 野原隆男君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8日までの2日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から8日までの2日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（染野光谷君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してありますが、一般質問一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行に協力をいただきますよう、特にお願い申し上げます。

それでは、最初に7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、都市再生整備計画（魅力あるまちづくり総合整備地区）の進捗状況について町長に伺います。

当町は、人口減少や少子高齢化が急加速していますが、その対策として都市再生整備計画を策定し、各種の事業を進めています。この計画期間は、平成26年度から平成30年度までで、観光のまち「長瀬」の発展と若者が集う魅力あるまちづくりを目標に、幹線1号線、蓬莱島公園、長瀬地区公園などの事業が計画に盛り込まれています。時期的に計画の終盤になりましたので、各事業の進捗状況、今後の進め方やスケジュールについて伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

魅力あるまちづくり総合整備計画の進捗状況についてのご質問でございますが、この事業は幹線1号線、南桜通り整備、蓬莱島公園、長瀬地区公園、井戸地区公園、本野上地区公園の整備事業として実施しております。蓬莱島公園は昨年度に完了し、幹線1号線、南桜通り及び長瀬地区公園は現在進行中でございます。また、井戸地区公園は本年度から、本野上地区公園は来年度に実施予定でございます。

幹線1号線、南桜通り整備事業につきましては、当初平成30年度までに完了予定でしたが、平成25年度に計画を策定したときの概算、積算経費に比べ、人件費や資材の高騰などにより、計画期間中には完了できない見込みとなっております。現在の予定では2年延長し、平成32年度の完了となる見込みでございます。

幹線1号線、南桜通り整備事業以外の事業は、期間内であります平成30年度に完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、以前から町長に反対をするためにここで発言しているのではなく、町発展のために提案も出しながら意見をしています。もう少し町長に聞く耳を持って、ここで議論を一緒にしても

raitai、最初にお願いをしておきます。

町の発展のためなら異論が出るのは、私は義務だと思っています。執行部に対して異論を唱えていることについて、この町のためになると思えば反対意見を唱えるので、私は義務だと思って質問をさせていただきます。批判を封じる組織は必ずだめになる。もう少し聞く耳を持って、町発展のために執行部もこの計画に進んでいただきたい、そういうことで再質問をさせていただきます。

今町長の答弁は、多分答弁書を書いているのを読んでいるのだと思います。南桜通りは2年延長、これは財政が厳しいということとイコールだと思います。また、長瀬地区公園、これは地域の方に、私も毎朝2時間町内パトロールを兼ねて散歩しながら、地域の人と話をできる場所だったら話をさせてもらっているところで、長瀬地区公園について、私も住民から質問をされるのです。どこが入り口で、どこからどういうふうになるのだろうねという質問を受けるのですけれども、私が答えるわけにいきません。私は執行権がないから、町長が考えて職員にやらせているという状況で、その後余り説明がないからどうなっているのかな、最初の場所から変わってきている。それから、井戸地区公園についても、地域の説明会等のあった話は聞いていません。雇用促進住宅跡地は、この魅力あるまちづくりから離れて、ふれ愛ベース長瀬というものができたからいいのでしょう。また、蓬萊島は先ほど完成したという話だったけれども、最初の時点の話からいくと、コストの問題がこれからずっと運営にかかってくるということで、地域の説明が不十分なのではないかなと私は思うのです。

そこで町長、町長の先ほどの挨拶の中にもあったように、南桜通りはメインのライトアップ事業をやるということで、今あそこまで完成している。あれ一つ見ても、あのまんま道路をつくっていくとなると、本当に私も南桜通りが議案に出たときに、玄関あけたらすぐ道路、これでは住民困るのではないですかって言ったら、町長は玄関あけたらすぐ道路なのが現状なんだから仕方がないという話だったけれども、いろんなのを地域住民の方と意見を聞きながらこの政策を取り入れていかなければ、使いやすいものに仕上げていかなかったら無駄になると思うのです。

そこで、一つ一つやっていると言っている時間がないのですけれども、特に南桜通りに関してちょっと質問します。ライトアップ事業をあそこでやるのに、ことしもすごく混んで、私も何度か挑戦したのだけれども、夜の暗いところであの車の突っ込みっこするのが嫌だから、途中で引き返したというのが何回かあります。あれだけ混雑するようになってきているのに、ああいうつくり方をしてしまったから、余計ひっちゃかめっちゃかになっているような気がするのです。地域住民の方ともしっかりいろんな相談をすればよかったのではないかなというのがあります。

いろんな全部の事業、今町長が言いましたけれども、ここで私が聞いておきたいのは、全部それ一つ一つ聞かなくてはなのですけれども、長瀬地区公園も来年が30年度だから、来年1年で本当に仕上がるのかどうか。井戸の公園もこれからやるわけですよ。1年で財源も大丈夫なのかどうか。特に私は少子高齢化が進んでいく、人口減少が進んでいくから、計画を持ってコンパクトな町をつくったほうがいいということは、私は思っているのです。そこで、30年度までにこの計画が仕上がるのかどうかお聞きをします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

毎日町内のパトロールをしていただいているということ、大変ありがとうございます。ご苦労さまでございます。聞く耳を持ってというお話をいただきました。私としては聞く耳を持っているつもりでございますけれども、人それぞれでございますので、感じ方は違うかなと思っております。

それから、長瀬地区公園、井戸地区公園につきましてでございますが、こちらにつきましては、予定といたしまして30年度までには完成させていただき予定になっております。

また、南桜通りでございますけれども、ライトアップのお話をいただきました。ことしは先ほどもご挨拶で申し上げましたけれども、例年にないお客様にお越しいただきました。私も毎週土日行かせていただいたのですが、観光バスが大変ことしは多うございました。その中で、本当にライトアップ初日、2日目はとても危なくて、火が燃せないということで、たき火もしなかったようでございます。本当に大勢のお客様にお越しいただいて、ありがたいことだなとは思いますが、その中であれだけの場所でございますので、混雑されたのも事実でございます。その中で、これからあそこの道を整備させていただきわけでございますけれども、何せあれだけの面積でございますので、その中で地区の皆様方と十分説明をさせていただきました中で設計をさせていただきました。今後完成いたしました中で、また不十分な点が出てくるとは思いますけれども、それはそのときに対処させていただきたいと思っております。地域の住民に対する説明が不十分なのではないかというお話をいただきましたけれども、何回も地域住民との説明はさせていただき中で計画を立てたということはお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 地域住民には説明はしている、不十分ではないというお話ですけれども、全部が全部、私も町長が、町長がというか町が説明をできるとは思っておりません。ですが、私があそこで散歩がてら町内パトロールと言いながら自分の散歩も兼ねて、朝2時間、毎日いろんなコースを回っている中で、あれ、どうしてこの地域にこの方は住んでいて、こんなことも知らないのかなという感じをしながら話をする人が結構いるのです、私。ええ、この人が知らないのですかという方も数名、いろんな話をしてくれます。そこで、この議会でも議決をとると、私はいつでも少数のほうで意見を町長に述べているのですけれども、町の中に出ても、この議会をそのまま町の中に出したのと同じように、大勢の方が町長がやるこの政策に賛成をしているのだと思う。でも、中にはこういう少数な意見の町民の方を持っていて、特にその地域ごとに行くと、そういう方が出るということは、もうちょっと説明を、しっかりとしてあげないと、ではないかなと思うのです。

私、なぜ地域の説明しっかりやってほしいというと、町長、私敬老会の席である方に、3人ばかり同じ質問をされたのだけれども、あの関口議員が出ず議会報告、町長がちょっと何かおもしろくなげだぞという話を聞くので、ここで私がしっかりと議論を私は知る、町民の方にもそういうのを知っていれば、私が書いているのいいかげんに書いていないというのがわかると思うのだけれども、一方ぎって、町長がそういう場に出て行って、あの紙を使ってやってもらおうと、私の言い分は聞いてもらえないことになるので、この事業も同じなのです。ここで私と町長がやっているの、今ここにいるのは町の代表者ではなくて、自主的に来て、見て、来てくれている方なので、ここで聞いてもらえればわかると思うのだけれども、外にいる方にはわかりません。

今、では、町長が不十分でないという話でいけば、例えば今長瀬の地区公園、本当にあそこのメインの場所に公園つくるようにしているけれども、あれの説明だって、周りの方に言わせると、どこが入り口でどうなるの、これ全部国道と同じ高さに埋めるのまで言っている方がいるのです。だから、十分な説明ができていますと町は言っているけれども、十分ではないと私は思っているから、ここであえて、あと1年しかない残り期間で全部ができるかどうかも含めて質問をしているので、南桜通り、特に町長、以前から私

この南桜通りに関しては交通安全対策大丈夫なのかって町長に質問しなかったって、建設課長にでも質問しているけれども、聞く耳を持っているのだったら、もっと聞いてくださいよ。私が安全対策、提案出しているのです。全然進まないではないですか。公安委員会に今検討中だ、公安委員会、警察がこんなに長くその南桜通りの、例えば出口、入り口、長瀬の踏切のところ危ないですよ。今度道路がきれいに整備できると危ないですよと言っているの、聞く耳を持っているのだったら、もっと町長指示してください。今回だって、ライトアップだって、あんだけ混雑するんなら、一方通行にするとか安全対策できるのだと思うのです。そこんこだけちょっと聞いて、この質問は私の回数、これで終わりになると思うので、仕上げをお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の質問にお答えさせていただきます。

町民に知らせる手段といたしまして、長瀬町では広報、そしてインターネット、またフェイスブックも立ち上げております。なかなかそういうのに目を通さない町民もいらっしゃるということは事実でございます。旧雇用促進住宅跡地につきましても、いろんな町民の皆様方に、あそこは何ができるのだいというような質問をいただきます。広報でもお知らせしているのですけれどもというお話をしますと、広報を見ていないのだなんて結構言われるのです。意外と町民の皆様もそういったところに関心がないのかなという思いがいたしております。しかしながら、町といたしましては町民に知らせる義務があるわけでございますから、先日も課長会議の中でフェイスブックを立ち上げたのだから、そうした細かいところまで気を配って、今現在の進捗状況ですとか、このようになりますとか、そういうところも出してくださいということはお話をさせていただいたところでございます。

また、交通安全対策でございますけれども、こちらにつきましても、ごらんとおりの今状況でございます。これからしっかりと整備ができた時点で、しっかりとしたものができ上がると私は思っております。そのような形でこれから公安委員会とも相談をさせていただくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次の質問に移ります。2番目、公共施設の老朽化対策について町長に伺います。

長瀬町の公共施設は建築後30年以上経過している施設が多く、老朽化が進んでいる状況です。中でも特に保健センターや中央公民館が目立ちます。対策として、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の規模や配置の適正化、コストの縮減と財源確保、計画的な保全による施設の安全性の確保を基本方針に総合的、計画的な管理が進められているところです。この計画中の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針で、保健センター、中央公民館とも早急に検討しますとの記述があります。

そこで、今の時点での具体的な検討事項について伺います。また、平成30年度の予算編成は厳しい状況下で行われると思いますが、公共施設の老朽化対策として、修繕などをどのように盛り込んでいくのか、あわせて伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、保健センター、中央公民館の具体的な検討事項のご質問でございますが、昨年度策定いたしました公共施設等総合管理計画により、長瀬町の公共施設の全体像が出され、建築後30年を経過している施設

も多くあり、今後多くの施設で大規模改修を行わなければならないことが予測されております。全ての施設を改修する場合は、経費も相当かかるとの結果も出ております。そのようなことから、維持修繕費等の平準化を図るため、計画的に改修を行うことが求められており、現在役場内に公共施設等総合管理庁内検討委員会を設置し、各施設の個別管理計画の策定に入ったところでございます。

ご質問の保健センター、中央公民館を早急に検討しますとの方針により、来月役場内にプロジェクトチームを設置し、現在の施設を大規模改修するか複合化を図るかなどの検討を始めるところでございます。どちらにいたしましても多額の経費がかかることが予想されますので、プロジェクトチームで将来に向け、どのような形態で整備するのがよいかを検討してまいります。また、検討委員会である程度の方針が出された段階で、議員の皆様にもご意見をいただき進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の老朽化に対する修繕費についてのご質問でございますが、施設の老朽化の度合いや利用度、重要性などを検討し、長寿命化や複合化、施設の廃止なども含め検討を始めたところでございます。

予算措置につきましては、小さな修繕については各課の要望により予算の範囲内で計上してまいります。大規模な修繕につきましては、現在進めております改革により、優先順位を決め進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 公共施設の改修のビジョン、プロセスについて、町長が今発表してくれましたけれども、これから練るのだということです。そこで、今町長の答弁の中で気がついたのが検討委員会をつくる、プロジェクトチームをつくる、これは私は大変結構なことだと思いますが、この検討委員会のメンバー、プロジェクトのメンバー、これは、例えば頭に入っている所長だとか課長だとか、そういう方です。まずそういうチームをつくらなくて、まず最初から、用意ドンのスタート地点から町民の皆さんに多く入ってもらう。そして、もう本当に全部あけっ広げで、本当に風通しのいい委員会をつくって検討を早急に進める必要があるのだと思うので、この場をかりて町長にこの意見を聞きたいと思います。

ここに、町から私たちに、この長瀬町の総合計画書が出されています。まず1ページを見ただけで、もうこれに手直しする財源が厳しいという悲鳴のような文章に私は受けとめられて、本当にかわいそうではないのです。そこで、委員会をつくってみんなの意見を聞きながら、そういう施設をこれからどういうふうにするか考える中で私も提案持っています。本当に私のが一番いいと言いませんけれども、私自身では私のが一番いいと思っていますので、ぜひこういう委員会の中に入れてもらいたいと思います。これが委員会を通してきて、それから議会にされたって、議会は多数決だから、やっぱりその前に、もっと決まる前にいろんな意見を私は出したいと思います。

先ほど、さっき1番の質問で、町長は広報、ホームページ、フェイスブック、町長はこのフェイスブックやるのですか。でしょう。だったら、フェイスブックなんか立ち上げて、皆さんにお知らせしますって言ったって、見る人なんていないですよ。さっき広報は見えていないのだから、見なくてはだめだって言ったって、その言っている本人がフェイスブックつくったってできないのでは、でしょう。だから、もっと任意の組み入れ方、本当に保健センターを初め中央公民館、長瀬町のシンボルマーク、はつらつ長瀬のシンボルマークと同じように、私は、あれは町民の顔だと。子供たちやお年寄りが、わいわいにぎわう保健センター、若い人から、子供からお年寄りまでが集う中央公民館、にぎわっているな、こういう町をつくっていくために、悲鳴のようなこの計画書を出したのだから、本当に真剣に考えてやっていかなかっ

たら、これから少子高齢化が進んでいく。特に人口減少は激しく右肩下がりです。統計が出ている状況の中だから、もう本当に考える。執行部の皆さんが机並べて考えたって今までと同じになってしまうから、もっと風通しのいい意見交換会の場をつくってほしい。

私が最初に考えてきたこの質問、再質問よりも町長が答弁してくれた中のやつで、それをやったほうがいいと私は思ったので、ちょっと方向転換して委員会の立ち上げは本当に大賛成します。ただ、メンバーをかえていただくということで、まだまだ町には本当に財政が厳しい中でいろんなものがあるのだと思うのです、本当に。町長もご存じのとおり、私が議員になってからすぐ合併問題が始まったりなんだりしたけれども、いろんな意見を聞きながら来て、振り返ってどうでしょう。反省するところもあり、胸を張るところもあるのだと思うので、この公共施設、これからもどんどん、どんどん人口減少になっていく中で、みんなが本当に使いやすい、そして財源も本当に借金を残さないようなやり方を考える気ありますか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

私自身はブログを立ち上げたりですか、フェイスブックは立ち上げておりませんが、全てのよそのまちですか、当然自分の町もそうですけれども、それらのフェイスブックはしっかり見させていただいております。その中で、よそのまちも見えておりますので、そうした中でいろいろと感じる部分、参考にさせていただくような部分もございます。そうしたことを課長たちにお話することもかなりございますので、全く私がそういったものにタッチしていないというわけではないとは思っております。私個人としては立ち上げていないというだけのことでございまして、見るものはしっかり見させていただいております。

それから、検討委員会の件でございますけれども、私が課長たちに常々申し上げておりますのは、これは、町としても本当に重要な案件なので、議員さんたちのご意見をしっかり聞かせていただきたい、そういった会をしっかりと持っていたいただきたいというお話はさせていただいているところでございます。関口議員も大変よいご提案があるようでございますので、そうした機会にはぜひお出しただいて、その中で議員さんが納得ができるものであれば、これは関口議員さんの提案されたものが生かされることもあろうかと思っております。

町民を巻き込んだというお話でございますけれども、そういった段階を経た中で、その後また町民の皆様方からもご意見をお伺いする機会を持たせていただくことになろうかと思っております。いずれにいたしましても、この問題は長瀬町にとりまして大変重要な課題でございますので、多くの皆様方のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長には一歩二歩前へ足出してもらったという答弁に私は解釈をします。町長、今までの審議会だのそういう委員会がいろいろ私も出て、その委員会でいろんな発言もさせてもらったりする中で、やっぱり何々の団体の中から代表とかって集めてくると、そういう特に補助金ももらっている団体から出てくる人は意見言わないのです。これは町長も、私よりも議員生活も長いのだから、そういうのを感じていると思うので、ここは長瀬町の本当に曲がり角ですから、そういう町の補助金をもらっている団体から1名とか、そういう人でプロジェクトをつくったって意見言いませんよ。町に反対する意見言ったら補助金減らされたら困る、これは実際に私も聞いていますから。

特にことしの立ち上げてもらった委員会の中でも、私が本当にいたく感じている委員会があったのだけ

れども、なぜ言わないのだろう、なぜこの会の人と言わないのだろうという不思議なあれがありますから、本当に町民、それで、町長はさっきインターネットやホームページやフェイスブック、話ししてはいますが、一番近道は私は区長会なのだと思うのです。区長会をもうちょっと開いて、区長に、町長が出向いたっていいではないですか。長瀬を4地区に分けて、4地区の区長会を4回開いて、町長が説明行って、その地域の案件を特にそのブロックの区長さんにお話をしたりする、そういうのをしながら意見酌み上げてもらったほうが私は近道だと思います。広報も見ない、ホームページも見ない、フェイスブックも見ない、何も無いのが一番いいのだという人もいますから。それでは将来に向かってよくないから、委員会のやり方、特に公共施設は保健センターや中央公民館は雨漏りしていますから、本当に早く手をかけてあげないと、だんだん、だんだんこの町、ああ、この町は子供を育てる環境が悪い、よそへ行こう、そういう若い人は出てきてしまいます。もっと魅力あるこの長瀬、自然がいい。よく言うではないですか、風光明媚な長瀬だと。そういう本当に宝を持っているのだから、それを利用した町づくりを町長、もう一度答えておいてください。私も委員会は手を挙げて出ていきますから、お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんから大変いいご提案もいただきました。反対ばかりというようなお話もございましたけれども、いいご提案はご提案として聞かせていただきたいと思っております。

また、区長会というお話が出てまいりました。きょうも傍聴にお越しいただいているようでございますけれども、区長会長さんや副会長さん、しっかりときょうはお聞きをしたと思いますので、その中でこれから皆さんにどうしたお考えがあるかお聞きしながら、そうした関口議員のご提案を、これはぜひやってくださいというようなお話がございましたときには、そのような方向に行けたらと思っております。

それから、委員さんの選び方でございますけれども、私は補助金をいただいている団体の中から出た委員さんが補助金を減らされたら云々ということで意見を言わないということは、私はないと思っております。事実いろいろな委員会の中で、皆さん大変いいご意見をいただいておりますので、それはちょっと偏見かなという思いがしております。

そしてまた、町といたしましては公募という制度もっております。なかなかこの公募に手を挙げていただかない、また挙げていただく方が限られているという事実もございます。これからもっともっと多くの皆様方が手を挙げていただけるような委員会ができれば、もっともっと公募の皆さんの数をふやしながらご意見をお聞かせいただけたらいいかなと思っております。いただきましたご提案はしっかりと受けとめさせていただき、もしそのような方向に進むようなことがございましたらば、また関口議員さんからいいお話を聞けたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、今社協と町で進めております生活支援体制整備協議体などは、いろいろな皆さんが率先して手を挙げていただき、その委員会ができました。こうしたすばらしい委員会が今後も長瀬町としてできればいいなと思っております。先ほども申し上げましたとおり、この大変な事業でございますので、この事業につきましては、そのようなことで手を挙げていただき、多くの皆様に委員になっていただき、いろいろなお意見をお聞かせいただければありがたいなと思っております。今後そのような方向に進めさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長とこういう議論ができればいいのです。それは関口議員の思いでしょうなんていう言葉出てくるとだめになってしまうのだけれども。

では、3番目の質問に入らせていただきます。Jアラート放送の対応について総務課長に伺います。Jアラートは、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線などを利用し、大規模災害や存立危機事態が発生するおそれがあるとき、国民の保護のために必要な情報を伝達するシステムで、町では10月の台風21号襲来時に土砂災害警戒情報が放送されたほか、北朝鮮が長距離弾道ミサイルと見られる飛翔体を発射したときに、Jアラートにより弾道ミサイル情報が発せられたとの報道がありました。しかし、町民からJアラートによる緊急情報が放送されるけれども、避難の仕方や、どのような行動をとったらいいのかわからないという話を聞くことから、周知が不十分ではないかと考えます。そこで、Jアラート放送時の避難などについて、どのように周知徹底を図っていくのか伺います。

また、北朝鮮による高高度核爆発で、電力、通信、情報機器などが機能停止し、ふだんの生活に甚大な障害を来すとの報道がなされています。考えようでは広範囲な自然災害に匹敵するものと思われます。町でも平時から緊急時の対応が必要です。そこで、現在検討している対応、対策について伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートですが、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、各種警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から送信し、町同報系防災行政無線等を自動起動することによりまして、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムでございます。最近では、10月22日の夜から大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報の発令に伴い、町同報系防災行政無線から放送がなされたところです。こうした自然災害につながる警報等を受けた避難等につきましては、災害対策基本法第60条に基づき、町長が避難指示、避難勧告等を発令し、防災行政無線、広報車、電子メール等を活用し、住民の皆様へ周知させていただきます。一方で、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃事態につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法でございますが、第52条に基づき、国の事態対策本部長が警報を発令し、避難措置を指示することとなっております。避難措置が指示された場合につきましては、防災行政無線、広報車、電子メール等を活用し、住民の皆様へ周知いたします。

なお、弾道ミサイル攻撃の特徴として、攻撃目標の特定が極めて困難であり、攻撃目標が判明した場合でも極めて短時間で着弾し、弾頭の種類により対応が大きく異なることから、国の事態対策本部長は、当初は屋内退避を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置を行うものとされております。

Jアラートによる放送につきましても、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性があるとは判断した場合には、弾道ミサイルの落下が予測される地域に対し、まずミサイル発射情報及び屋内退避を呼びかけ、その後直ちに屋内に退避することを呼びかけ、落下後に落下場所等についての情報及び引き続き屋内退避を継続することを呼びかける放送がなされることとなっております。弾道ミサイル発射に伴うJアラートの放送時のとるべき行動について周知が不足しているのご指摘につきましては、今後広報紙への掲載等を行い、対応してまいりたいと思っております。

また、高高度核爆発による電磁パルス攻撃について、国におきましては9月8日に対策を検討する関係省庁会議が開催されたとの報道がなされているところですが、会議の内容につきましても事柄の性質上、公にされていない状況であります。県にも確認しましたところ、国からの対策指示は現時点ではなく、県としてもまだ何らかの対応をするという状況にはないとのこととございました。町としましても今後、県から発せられる情報を注視し、国、県とも協働して講ずべき対策を検討してまいりたいと考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁聞いて、もううちへ帰ろうかなと思ったぐらいです。これは、国もそうです、県もそうです、わかります。私も国会、この間聞いていて、国会でまだこのJアラートが発動されたらどうするのでしょうかねってやっている状況を見て、テレビ消しました。今の課長の答弁は、前回私、貧困問題やりました。町独自で、町の貧困家庭の人たちに温かい手を差し伸べてあげてほしいという意味で質問をさせてもらったのだけれども、やっぱり町長の最終的な考え方は、県が3年後に答えが出る。では3年後まで待つしかない、私もそう思ったので、それはそれにしたのですけれども、このJアラートの問題も国も今いろいろ考えている。県もまだ、国が、それはしようがないでしょう。全部がそうだから、町もそういうことを言って、これで、はいとってみんな顔を見合わせて、にこっとはできないです。皆さんが町に使ってもらうときに宣誓書に書くわけです、町民の財産と生命を守ります。消防団の話が先ほど町長からあったけれども、あの消防団の新入団員のところでも、命をかけて町民の財産と生命を守りますというあれを読み上げるのだけれども、このJアラートの話は、本当に真剣にこの町独自で考え、町独自で町で発表すればいいではないですか。うちの中に逃げている、それも言わない。全部国がまだ決まっていないから、県が決まっていないから、町も、今言う話で、議長は簡単明瞭に答えなさいと言っているけれども、本当に簡単明瞭に答えてもらっただけで、何の対策にもなっていないです。

地震のときも私も災害の話はずっとやっていますけれども、今回テレビあたりで池上さんですか、ああいう番組を見ていると、本当にアメリカまでミサイルを飛ばさなくてもいいのだと、日本の上空で爆発させて電磁波を壊せばそれでいいのだという話もうまことしやかに伝わってきていて、けさの新聞、週刊誌の見出しを見たのだけれども、12月何日にアメリカが開戦するという報道までなされている。それをJアラートはまだ国や県がやっていないからって、急に鳴ったら、ではあれはただ鳴らしているだけなのですか、Jアラートのは。何か対策考えていないのかなと思って。

私、なぜこの質問をしたかという、町民の方から聞かれるのです。「Jアラートが鳴ったとき、どこに逃げたらいいんだい、議員さん」て、最後「議員さん」て強く言われるのです。頭かいて「よく調べてきます」、答えが出せないのです、私もおきり言って。だから、私が課長と話をして、町民の皆さんに話をするよりは、ここで発表してもらって、議会だよりの私の部分、Jアラートでもいいですよ、使ってくださいよ、こういうふうには書けと。そうすれば町民の皆さんに広報プラス議会だよりで町の意見が届くのです。私は自分の1個目、2つ目の意見消したってJアラートを載つけたっていいのだから。でも、今の答弁は載せられないです。ちょっとこれを聞いたのでは、町の人も余計あきれてしまうからね。何かないですか、課長さん、お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） Jアラートの問題、関口議員からお聞かせいただきました。実は昨夜、衆議院の埼玉11区の首長さんの集まりがございました。意見交換会です。小泉議員、それから上田知事にもお越しいただき、いろんなお話が出ました。その中で、今どこの町も議会をやっている、これから始まるというような状況の中で、このような議会、質問が出ていますというようなお話も出た中で、長瀬町はJアラートの問題が出ているのですよという話をさせていただきました。これは本当に町としては対処できないよねというような話が出た中で、やはり先ほど課長のほうから屋内退避という言葉が出てまいりま

した。今の現在の状況では、これが私は一番かと思っております。もし関口議員さんが議会報告にお書きするのでございましたら、ぜひそうしたときには屋内に退避してください。そしてまた、特にガラス戸からは離れておうちの中に入ってくださいますようお願いいたします。今現在の状況ですと、国や県もそうしたようなご意見のようでございますので、ぜひそういうふうにお書きいただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、すばらしい答弁をしてくれました。ガラス戸から離れろ。町長、今北朝鮮が、これ会議録に載るから余り国名挙げてはまずいかもわからないけれども、今言われているのは、ミサイルをこの長瀬にドンと落ちるのが一つ、もう一つは、先ほど私、この通告のところにも書いておいたけれども、電磁波を壊すのです。それ知っています。そうしたら、ガラス戸から離れたのではだめではないですか。そうではないでしょう、本末転倒ですよ、そんな答弁は。電磁波を壊されたら、電気が通じない、水道が出ない、何が出ないで生活に困るのですから私はやっただけで、いいですよ、さっき町長が言った部屋の中に閉じこもってガラス戸から離れて、布団でもかぶって逃げている、これしか。私がこれ提案型で、では何かあるかといっても、提案型、急に困るのだけれども、何か町でそういう策でも真剣に考えているのかなというのがあるので、そこで町長、俺が質問しているときに隣で話をしていないで、俺のを聞いていてください、ちゃんと。

〔「しっかり聞いていますから」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） だから、多分答えられないのだと思うのです。これは私も想定しています。だけれども、町は町民の財産と生命を守るのだから、平時のときから考えていかなければいけない、これを言いたいのです。では、最後にまとめてください。担当課長ではなくて町長でいいです。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の質問にお答えさせていただきます。

町が町民を守る、これは当然のことでございます。しかしながら、国が国民を守る、これが一番なのです。その中で、先ほど課長が申しあげました着弾後に被害状況を迅速に把握した上でとお話をさせていただきました。もしそうしたライフラインが寸断されたときには、これは町としてはどうにも私ならないと思うのです。これは今、3.11もそうですけれども、熊本もそうです。やはりそうしたときにはもう国に頼るしか私はないと思っております。全てのものがライフラインが絶たれたときには、これはもう国のほうにお願いをするしか私はないと思っておりますので、ただ、町といたしましては、やはり屋内に逃げてください、ここまでしか町としては、7,300人入れるシェルターをつくれればいいかもしれませんが、そこまでは町としてはできないという状況の中で、とりあえずはおうちの中に逃げてください、ここまでしか町としてはお答えできないと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次、4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

庁舎会議室等の目的外利用について企画財政課長に伺います。長瀬町役場庁舎には、各課が常時使用している1階、2階以外にも、3階、4階には大会議室や小会議室などがあります。これらの会議室は、毎日のように使用している部屋もあれば、年に数回しか利用していない場所もあります。そこで、役場庁舎内の会議室などを貸し出すことを考えているか伺います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

役場庁舎内の会議室などを貸し出すことを考えているのかのご質問でございますが、役場の会議室は1階の会議室、3階の大会議室、それと小会議室、2部屋でございます。平成28年度の年間利用率は、1階の会議室が約70%、3階の大会議室が約50%、小会議室の1が82%、小会議室2が約65%の使用率となっております。現状の会議室の利用度としましては少なくないと考えております。

また、参考としまして、公民館会議室の平成28年度の年間利用者数が、コミュニティ集会室が約50%、集会室が26%、2階の会議室が71%となっております。

担当課長の考えとしましては、まず公民館の利用可能な日がまだ多くありますので、公民館を利用いただき、公民館が満室で利用できないようなことがあれば、役場会議室を使用してもらうこともよいのではないかと考えております。仮に町内の方が役場の会議室を利用する場合は、特に利用料等も発生しないとは考えておりますが、その場合は、管理規則の改正等で貸し出しができると考えております。ただし、冷暖房費等を徴収する場合には、使用料徴収条例等の設置が必要になりますので、議会の承認が必要となります。これらを含めまして今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたが、今使用率について言われましたが、これは日にちで出しているのか、時間で出しているかによってパーセントも大分変わるかなと思います。

それと、中央公民館の話も出ました。こちら利用者もどのくらいかわかりませんが、あそこの場所的な問題よりも、築年数が経過していることでのなにか、余り居心地がよくないといった話も耳にします。今回は庁舎会議室等の目的外利用についてということで質問をしましたが、例えば役場の3階にある大会議室、よく利用されているということですが、毎日午前午後、空き時間がないほど使っているといったわけではないと思いますし、小会議室に至っては、先ほどもパーセントを出していただきましたが、こちらについても見直すところもあるのかなと思います。

また、4階の第2委員会室、すぐそちらにありますけれども、私が議員になって7年目で初めて中をのぞいたというくらいですので、こういった部屋は使用したとしても年に数える程度だと思えます。であれば、ほかの部屋でも代用はきくと思えますし、ほかに活用できるのではないのでしょうか。ちょっとした近所の打ち合わせでも、民間事業者の会議でも、役場で利用していない時間帯をネットやSNS等で公開しておいて、2時間1,000円などで貸したとすると、ただの空きスペースが月に十数万円程度の収益になるかもしれません。もしも町民に利用してもらうことが難しいとすれば、先ほど保健センターの、何か来月プロジェクトチームとか検討委員会とかができるということをおっしゃっていましたが、あそこには社協が入っていると思えます。こちらの事務機能を移すことはできないのでしょうか。

そして、事業をほかの空き部屋や公民館で行うことができれば、保健センターにかかっている維持管理費等の経常経費を削減することができます。こちらに至っては、年間平均250万円程度維持管理費が今か

かっていると思いますが、敷地代等は職員の駐車場に利用していると思いますので、こちらは仕方ないとしても、おおよそ150万から200万円程度の節減効果があると試算できます。

また、先日役場の1階で少し時間があつたので、周りを見渡してみても気づいたことがありました。現在の出納室の上にあるとても大きな絵画があります。多分町民の方でもあの絵画があるのを知っている方は少ないのではないかと思います。聞いてみたら、現在の出納室はもっと奥にあつたそうです。事情があつて今の位置にあるようですが、こちらももとの場所に戻すことで、もともとの利用しやすい庁舎になり、絵画の意味もなすのではないのでしょうか。そして、その空きスペースもまた工夫次第で生かせると思います。そういったことや、近隣では川島町などでも公有財産の目的外使用として、料金を取って使用しておりますが、神奈川県のアナハイ市では、庁舎内にコンビニ、保健センターに郵便局を誘致しています。

〔何事か言う人あり〕

- 4番（岩田 務君） できないことは私は言っていません。佐賀県武雄市では、市立図書館に蔦屋やスターバックスコーヒーが出店しております。自治体としては、公有財産や空きスペースの有効活用ができ、さらに目的外使用料が入りますし、これらは指定管理者制度に比べても大幅な財政負担の軽減にもなるようです。

小中学校の余裕教室の活用では、歴史民俗資料館や保育園としても使用したり、ボランティア団体や世代間交流事業、デイサービスにも利用している自治体もあります。さらに保育所、高齢者福祉施設として活用する場合には、厚生労働省の国庫補助もあるようです。人口減少による空きスペースの増加を逆に今の時代に合った用途に生かすことができます。もしも人口がふえる時代が来れば、もとの教室に戻して使うといったことも可能でございます。

よく、ほかのまちの事例を出しても、財政の状況が違うといった話も出ます。また、うちのうち、よそはよそなどといったことも言われますが、例えばふるさと納税の件なんかはいかがでしたでしょうか。ほかの自治体の前例や事例も事と場合によると思います。議員はよく視察に行きますが、それはそれらの先進事例を見に行つて持ち帰り、それぞれの自治体でも生かせるかどうかを検討するためだと思います。

私が、なぜこういったほかの自治体の取り組み事例を出すのかというのは、やはり先ほども言われましたが、できないことはない、やるかやらないかだと考えているからでございます。こういった事例を踏まえ、さらにいいものにしたたり、そこからアイデアを膨らませていかなければなりません。この町は何においてもこの分野を重点的に行つていくのだということであれば、ほかの予算を削つても取り組んでいくこともあるでしょう。それを決めることができるのも、実行するのも町長を初め、執行部、職員の皆さんになります。無駄を省くためにも今ある公有財産、空きスペースなどを有効活用していくことは必要不可欠でございますので、検討をしていただければと思います。

さらに、こういったことが公共施設維持管理計画の空きスペースの活用などで、1つの建物に機能を集約することが経費や維持経費の削減にもつながっていくのは明白です。ぜひきょう質問したことにつきましても、当町にできる最善の策を講じていただきたいと思います。空きスペースの活用、公共施設の今後のあり方について、最後にもう一度ご意見をお聞かせいただき、質問を閉じたいと思います。

- 議長（染野光谷君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員の再質問にお答えいたします。

いろいろな役場の状況をお知らせしていただきました。私たちも川島町のことも調べさせていただきましたが、今新しい庁舎をつくっておりますので、それなりに設計されているような庁舎であり、例えば警

備員も常駐しているというような場合でございます。当町の場合につきましては、昼間の貸し出しについては何とかできるかなと、可能かなということは思っておりますが、夜間につきましては、現在の方法では警備上貸し出しができない状況だと考えております。

今から庁舎をつくるという場合であれば、町民の利用も考え、設計ができますが、もともと貸し出すことを考えて設計しておりませんので、職員の配置もなく、事務スペースにも自由に出入りができるということになっておりますので、夜間の貸し出しについては今の段階では不可能かと考えております。その場合、もし夜間を貸し出す場合は、完全な事務室スペースと貸し出しスペースを分離しなくてはならないというような対策も必要ではないかと考えております。

また、4階の委員会室につきましては、こういう会議室ではない関係上、4階は議会事務局の範疇でございますので、その辺もあわせて総合的に検討できればと考えております。

また、民間への貸し出しにつきましてもいろいろあろうかと思いますが、例えば役場ですと、職員の数とか来庁者の数から見ても、設置費や利用料などを考えると、借りる方があるのかなというのちょっと疑問には思いますが、その辺も含めまして、今後総合的に貸し出しができるか、またできる場合はどういうふうにしたらよいかというようなことも議会事務局も含めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。では、簡単明瞭にお伺いします。老人会について町長にお伺いします。

10月25日に開催された老人会に出席させていただきました。大勢の慶事該当者が参加し、改めて健康なお年寄りがいることを確認するとともに、いろんな意見をお聞きしました。その一つに、喜寿の方からこのような楽しい集いの年になるまでなかなか参加しなかったが、77歳の喜寿から80歳の傘寿までの期間は3年と短い、次の88歳の米寿までの期間は8年と長く、この間健康でいられるか不安で、慶事該当ではないが、中間あたりで招待してほしいという意見がありました。町及び社会福祉協議会でも予算的なことや招待の基準があるかと思いますが、招待の間隔が長くなるころでは、慶事にかかわらず中間の年齢を対象として、老人会に招待することが考えられるかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

敬老会の招待者の間隔が長くなるころでは、慶事にかかわらず中間の年齢を対象者として招待する考えはあるかとのご質問でございますが、敬老会につきましては、社会福祉協議会と共催で行い、慶事該当者を招待し、長寿をお祝いするとともに、高齢者の集いを開催するなど、楽しいひとときを過ごしていただいております。今年度につきましても10月25、26日の2日間で開催し、慶事該当者の約4割に当たる142名の方に出席していただきました。招待者につきましては、これまでも数回見直しを行っております。平成20年度には、80歳の傘寿を慶事該当者として追加したところでございます。それまでは77歳の次が88歳だったのですけれども、長過ぎるといふことで、慶事なので80歳をといふことで傘寿を入れさせていただきました。ご質問の件でございますが、慶事にかかわらず招待することにつきましては、敬老会の目的の一つには、外出のきっかけづくり、出席しての交流などもございますので、関係者の皆様のご意見等をお聞きするとともに、予算的なことも含めまして今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） では、社会福祉協議会と町でよく相談していただきまして、今後のことをよろしく願います。

○議長（染野光谷君） 次に、1番、井上悟史君の質問を許します。

1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 1番、井上です。道路照明灯及び防犯灯の増設について町長に伺います。

県道長瀬玉淀自然公園線の道路照明灯の増設について、過日町を通じて秩父県土整備事務所に要望したところ、3基設置していただきました。地元では明るくなったと喜んでおります。しかし、まだまだ暗いところも多く、交通安全上、防犯上からも増設していただきたい箇所があることから、地元からの要望や横断歩道、交差点やカーブなど危険な箇所を総合的に勘案するとともに、国県道分は秩父県土整備事務所と調整をしながら道路照明灯や防犯灯を効率よく設置していく考えがありますか。

また、平成27年12月17日の女性議会で、女子高校生から、家から学校などの行き帰り、暗くて怖い思いをしている。少しでも明るくなれば、防犯対策にもつながるので増設してほしいとの質問がありました。そのとき、町長はそうした場所は少しでも不安を取り除けるように、安全対策のため、議員や区長から要望を聞き、現地調査や設置形態を考慮し検討するとの答弁がありました。そこで、女性議会後の要望件数や現地調査件数及び検討結果について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の秩父県土整備事務所と調整しながら道路照明灯や防犯灯を効率よく設置していく考えがあるかとのご質問でございますが、引き続き秩父県土整備事務所と調整しながら設置していきたいと考えております。

2点目の、女性議会後の要望件数や現地調査件数及び検討結果につきましては、道路照明灯の設置要望はありませんでした。防犯灯につきましては、現時点で新設要望が30件、移設要望が4件出ました。この

うち岩田区の新設要望8件、井戸下郷区の新設要望9件、移設要望2件の計19件につきましては、県道沿いであり、秩父県土整備事務所の所管となることから、再度精査して新設3件に絞っていただき、先ほどの井上議員がおっしゃいましたとおり、道路照明灯の設置を要望し、県土整備事務所に設置していただいたところでございます。残る新設要望13件、移設要望2件につきましては、全て現地調査済みであり、検討の結果、新設4基、移設2基の計6基を設置いたしております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） わかりました。県道長瀬玉淀自然公園線の道路が少しでも明るくなるよう、再検討なりしていただきまして、なるべく早目につくような調整をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 質問をいたします。

県移管後の国民健康保険税についてであります。これは町長にお伺いします。国民健康保険の運営主体が来年度から県に移るに当たって、国、県、市町村で協議し、3回にわたって標準保険税の試算が行われてきました。この11月には3回目の試算の結果が出たのではないかと思います。その結果を踏まえて、町としてその実態を明らかにし、これをどう評価し、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の県移管後の国民健康保険税についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成30年度に保険税率が決定するまでの流れにつきましては、今までの議会でお答えをしたとおり、11月に県が秋の試算を行ったところでございます。今回の試算においても、今まで実施された3回のシミュレーションと同じく激変緩和措置を講じたものとなっております。これは前議会でも申し上げましたが、新制度移行に伴い、国の措置により市町村で本来集めるべき1人当たりの保険税が一定割合以上増加すると見込まれる場合には激変緩和措置を講じ、保険税負担の緩和を図ることとなっております。また県では新制度により負担が増大した市町村を支援することにより、市町村国保財政の安定化を図る方針で、1人当たりの保険税を抑制する効果があります。秋の試算では、埼玉県において激変緩和措置として約29億円の公費の投入がされ、38市町村が激変緩和措置の対象となっており、当町においても激変緩和措置により上昇が抑えられております。前議会でも申し上げましたが、国民健康保険税につきましては、県が市町村ごとの標準保険税率を示し、町が最終的にそれを参考にして条例で決定する仕組みとなっております。今回秋の試算の標準保険税率及び納付金額が示されました。当町といたしましては、急激な上昇、抑制対策を慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 具体的な長瀬町の今度の試算といえますか、は当然押さえていると思うのですが、その問題についてどう評価し、どう対応しているのか、ここのところが非常に大事だと思うのです。私の

ほうで調べた結果、実際平成28年度保険税軽減適用後の1人当たりの平均の保険税額が長瀬は7万1,104円と。それに対し、今度の、これは3回目ではなくて4回目になるのかな、秋の試算ということで出ているのは6万4,288円。だから、この2つの、28年度の軽減適用後の1人当たりの保険税と今度の4回目の1人当たりの保険税の必要額を考えると、6,816円安くなっていると。こういう数字が出ているわけでありますけれども、これは、要するに今度の出た保険税の必要額のこの額は、6万4,288円というのは、いわゆる町の法定外繰り入れというものが含まれていないものだと思うのです。これがもしかして含まれると果たしてどうなのか、その額についてどう評価するのか、この辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

多分田村議員、12月1日の朝日新聞、これ読まれていますね。12月1日の朝日新聞ですけれども、これを見ていただくとわかるのですけれども、長瀬町は最下位なのです。一番安いのです。承知していますね。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 前議会でも申し上げましたけれども、現時点では一般会計からの法定外繰り入れや町単独による助成というものは考えておりません。その中で今現在この額で成り立っているわけですので。法定外繰り入れをして国保税を引き下げることが町全体の財政バランス、国民健康保険に加入していない方との負担の公平性を鑑みると難しいと考えております。ただし、長瀬町は現在基金もございまして、それは国保税のみに使える基金でございまして、そちらの、今後もし足りなくなった場合には、そちらの活用も考えていきたいと思っております。細かい数字につきましては、課長のほうにご答弁いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、細かい数字ということなのですけれども、今回の試算、秋の試算という形で11月30日に県のほうで公表がされたところであります。今回の試算におきましては、激変緩和措置額として約3,715万円が長瀬町のほうには投入されております。この結果を踏まえまして、国民健康保険税の平成30年度の当初予算の積算を行っているところでございます。

また、この秋の試算の中で、町の、県への医療費というのですか、納付額というものが約1億6,200万円となっております。今町長が申し上げましたけれども、今のところ、あくまでもこの数字というのは県のほうで試算した結果ということでありますので、今度1月に本係数というものが示されますので、そんなに変わりはないと思うのですけれども、今のところは法定外繰り入れ等の考えはしないで、今年度と同様な数字でいけるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 前の議会でも紹介しましたけれども、前々回ですか、8月ごろに出たシミュレーションだと、県内の各自治体の中でも相当の値上がりが出されて、大議論になって、それで国のほうも改めて、全国的にもそういう傾向があるもので、国のほうでも今度出す場合には法定外繰り入れも入れて、激変緩和措置も加味して、そして試算を出してもよろしいということになって、かなり縮まったわけですね。長瀬町を見ると、その中でも、埼玉県の中でもかなり低いところになったと。これは町長が前言われたように健康長寿ということでもって、いろんな努力をしたのもそれに影響を与えているかもしれません。し

かしながら、健康保険税自身が高いというのが一般的な評価なわけです。今までの県に移管する移管しない、ともかく高いということでもって、私が選挙に出たときのアンケートの調査でも、これは低くしてもらいたいというのがあったわけです。そのことを考えると、全県的に平均見ても長瀬は低いということなので、そういう低いというところでもなかなかこの保険税を払い切れないというのが前にも言ったように、たしかこれは所得ですよ。所得が100万円未満の世帯が、その滞納者ですよ、これが45世帯、200万円未満が15世帯、300万円未満が19世帯というふうに長瀬町では、これは17年度のあれでしょうか、というのが出ているわけです。やはりこの滞納世帯の実態なのですけれども、本当に所得が低いところで、払いたくても払えない、そういう人のところで滞納が生じていると。こういう問題についてどう考えているのか。それから、いわゆる滞納世帯に対する接触です、どういうふうに滞納をしないようにするのかということと、それから滞納そのもの自身をなくす上で、いわゆる前も町長が言っていたように、減免措置ありますよね、7・5・2と。そのほかに自治体として独自に、いわゆる申請減免というのでしょうか、そういうのは考えているのかいないのか、この辺のところをちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど12月1日の朝日新聞のお話をさせていただきました。これを見ましても、長瀬町と戸田で比べた場合に、長瀬町より戸田は倍の額なのです。そうした中で、長瀬町は低所得者に対して、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、減免措置もされております。そうしたことも行っておりますので、これからこのような形、今までどおりの形で進めていきたいと思っております。

細かいことに関しましては、税務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 納税者の方が滞納しないようにというふうなご質問でございますけれども、滞納が生じたような場合につきましては、督促等について行っていただいておりますけれども、その際にも窓口のほうで納税相談を実施いたしまして、どうしても苦しくてお支払いができないときには、分納等そういったところで対応させていただきます。

また、軽減措置につきましては、国の基準によります7割・5割・2割の軽減措置を行っておりますので、引き続き軽減のほうにつきましては実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 町長も認めているように、この国民健康保険というのは社会保障の中に含まれるわけです。社会保障について言えば、やっぱり共助というか、そういうものではなくて、基本的には国や県や自治体が責任を持って財政的にもきちんとすると。大もとはやっぱり前も申し上げたように、1984年あたりについて言えば、5割ぐらいを国でちゃんと出していたと。それが今もう実際に数%になっていると。補助金というか、いわゆる国からの援助です。そして、片方でその国保を担う被保険者自身が、当時と比べてみても非正規労働者とか、あるいは農林あるいは商業だとかという、非常に所得が低い人が多くなってくることによって、なかなか運営がうまくいかなかったという背景があって、これを何とかしようというのが今度の県の移管に対するその考えだと思うのです。そういう……

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） はい。

- 議長（染野光谷君） 回数が既に3回になりましたので、質問を終わらせてください。
- 2番（田村 勉君） 3回目でしょう、今。
- 議長（染野光谷君） だから、終わりで、次に行ってください。
- 2番（田村 勉君） 3回まではいいのでしょうか。
- 議長（染野光谷君） ここまで。ここまでです。はい、次ね。次、田村勉君、次の質問に行ってください。
- 2番（田村 勉君） 何かちょっとよくわかんない……
- 議長（染野光谷君） わかんないと言って、そうなのです。田村君はわからなくてもそうなっているのです。3回やったので、そういうことです。
- 2番（田村 勉君） 何かちょっと納得いかないのですが、議長さんの指示ではしようがないと思うので、次に移りたいと思います。
- 議長（染野光谷君） 次に行ってください。
- 2番（田村 勉君） これも町長にお伺いしますが、高齢者祝金制度の導入についてであります。高齢者祝金制度の導入について、町民から祝金はぜひあってほしい、こういう声が上がっています。高齢化が進む中では、高齢者の気持ちを酌み取り、生きがいに結びつけることが大切なことと考えています。財政の健全化も重要でありますけれども、近隣市町村では既に高齢者祝金制度を導入して、高齢者福祉の向上を図っているのが実態です。そこで、近隣市町村の実態把握や試算などを行って、高齢者祝金制度導入に向けた、そういう方向でもって検討する考えがあるかどうかを伺いたいと思います。
- 議長（染野光谷君） 町長。
- 町長（大澤タキ江君） 田村議員の高齢者祝金制度の導入についてのご回答をさせていただく前に、私もただいま聞いていまして、議長が田村議員だけ特別に4回させるのかなと思っておりましてところ、途中で切られてしまっって申しわけなかったなという思いがしておりますけれども、その中で、先ほどの国保問題について私の考えを申し述べさせていただきます。
- 県に移管されることによって、上げなくてはならない自治体が多くあるわけがございます。その中で、長瀬町は今のままでいけるのではないかなというような状況でございます。今後もし今の財政で足らなくなったようなときにも先ほど申し上げましたけれども、まだ基金もございますので、すぐすぐ上げなくても済むのではないかなという思いでございますので、このまま下げることはせずに、このままいきたいと思っております。
- それでは、敬老祝金制度の導入につきまして、田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。
- 6月及び9月定例会で答弁をいたしましたとおり、長瀬町では他の自治体で支給されております敬老祝金や長寿祝金の制度はありません。制度の導入につきましてもますます高齢化が進み、高齢者が増加する状況にあり、全国的には廃止や縮小の動きが見られますので、制度の導入につきましては慎重に検討する必要があると考えております。長瀬町の高齢化率は36%となっており、3人に1人が高齢者という状況にございますので、今後ますます増加すると思われる介護サービス、特に介護が必要な状態になる前からの健康づくり、介護予防、高齢者の社会参加などを重点的に推進し、高齢者が安心して、健康で長生きができる、暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。特に健康長寿を延ばす取り組み、ただいまも申し上げましたけれども、こちらにこれからもしっかりと力を入れさせていただき、平均寿命と健康寿命の差を縮め、長く生きていただく、そして健康で長生きするということを目指し、取り組んでまいりたいと考えております。さらに学習・教養活動やスポーツ・レクリエーション活動につ

きましても生きがいづくりや健康づくりの観点からも重要と考えておりますので、あわせて推進をしております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今町長から答弁をいただきました。これは今まで私が質問していた中で答えてもらったのとほぼ同じ中身ではないかというふうに思うのですが、私があえてここでこの問題を再度取り上げた背景は、やっぱり民報を出して、お年寄りの方からも意見も聞いたりなんかしたら、その中でやっぱり出してもらいたい。そうすれば、敬老会なんかに行けなくても、自分たちの近所のところでもって食事会やったり、そういうことをして楽しみたいと、こういうふうな意見だとか、それから敬老祝金とは直接関係ないのだけれども、お年寄りの方で、いわゆる皆野の長生荘かな、何か100円でもって風呂に入れるところに行っていると。何でそういうのが長瀬にはないのだみたいな話で、いずれにしろお年寄りに対する問題について、観光立町だから観光の問題に力を入れるのも大いに結構なのだし、するのだけれども、やっぱりお年寄りに対する健康長寿の問題でもっていろいろやっている、これはほかの自治体もやっているわけです。その上でなおかつ、ほかの自治体ではそういう祝金を出しているわけです。

我々自治体の仕事の中心的な問題というのは、さっき7番議員からも質問あったけれども、Jアラートは何か北朝鮮の問題もありますけれども、基本的にはやっぱり自治体の中での住民の福祉や財産、生命を守っていくことだと思うのです。そういうことでもって私があえてこの質問をしたのは、近隣市町村と同じ額だとか、そういうことではなくて、その自治体の規模に応じた形で、そういう祝金を出してお年寄りの長寿を祝うというふうなことが必要なのではないかというふうに思うわけです。

高齢化が進むというのも、これも特に長瀬だけの問題ではなくて、近隣のところも同じように高齢化が進んでいくわけです。恐らく前の議会のときに町長が発言したように、ほかのところでは撤回しようかという話もあると思うのです。やり方はその自治体の財政規模に応じてやればいいのであって、我々は国と違って軍事だとか、あるいは外交についてどうこうする必要はないわけなので、専ら社会保障を実現していくという自治体の仕事、この中身だと思うのです。だから、ぜひともそういうお年寄り、つまり長瀬に住んでよかったと、ここを私はついの住みかにしてよかったと思えるような状況を実現する、そのためにも、額は私は幾らというふうに、それはちょっとこちらから言えないと思うのです。やっぱり行政の側でもって、その財政規模を考えて、そしてこれを何とか実現するという方向でもって、ぜひとも町長の決断のその気持ちをぜひ伝えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

皆野町の長生荘で行っている事業についてのお話ありがとうございました。長瀬町でも各地区では、おひまちというような形で100円、200円を徴収しながらやられている地区もございます。ですので、ただいま長生荘のお話は、これは各、うちのほうとしては、皆野町は長生荘に行かなければだけれども、長瀬町はその地区でやっておりますので、そちらのほうがかみ細かな施策だと私は思っております。

また、田村議員には町民の率直な声を吸い上げていただいたということに対しては、本当に私もありがたいなと思っております。しかしながら、敬老祝金が高齢者の支援につながっている、つながる、そういうのは、私はこれはちょっと筋が違うかなという思いがいたしております。前議会で孫に小遣いがやれないというようなお話もいただきました。しかしながら、私は戦後、日本人が余りにも拝金主義に走り過ぎ

てきたのではないかなという思いがいたしております、子供や孫にお金にはかえられない気も心というものがあるのだということをお教えるのも、これは私たちの務めではないかなと思っております。そうした中で、心のこもったもてなしを各地区でやっていただいておりますので、そちらにお願いをしてというのが長瀬町では一番いいやり方かなと思っております、これからは敬老会という方法で続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 議長にお伺いしますけれども、もう一回、この問題について質問していいのですか。大丈夫ですか。

○議長（染野光谷君） 3回目だから。

○2番（田村 勉君） 町長はそういうふうにおっしゃるのですが、やっぱり子供たちにお金で買えないものを教えるということは非常に大事だと、これはもうそのとおりだと思うのです。しかしながら、行政でやる場合には、やっぱり町民の皆さんのそういう要望に応えていく。つまり子供たちにお金にかえがたいものを教える教育、そういうものありますけれども、行政の仕事としては、そうではなくて、これはだから誤解を恐れず言えば、単なるリップサービスになってしまうのではないかと。ではなくて、やっぱりちゃんと、そういう祝金を出すことによって、さっき言ったように、さっき町長が答弁した敬老会ですか、これは参加者が40%前後という話、していましたが、あとの60%どうするのかということになると、やっぱり今度は全部に行き渡るわけですね、敬老、そういう該当者に対して。そういうふうなことを考えると、それが行政の仕事だと思うのです。

あと、やっぱり家庭や、あるいは学校でもってそういうお金で買えない大事ななんかを教えることは、そういうことだと思うのです。行政の仕事はまさにそういうことをすることではないかということなので、改めて検討するような方向で、額ではないですよ、いわゆる北部地域全体の、町で出している敬老祝金を検討する気がないかどうか、このところをお伺いして、今度は間違いなく3回で終わります。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 先ほども申し上げましたけれども、田村議員が町民からご意見を吸い上げてきていただいたということに対しましては、本当にありがたく思っております。しかしながら、長瀬町は今の敬老会というこの方向で行きたいと思っており、敬老祝金は出す予定はございません。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 3つ目の質問です。非核平和都市宣言について、これも町長にお伺いいたします。

今世界では戦争のない平和の実現に向けて大きなうねりが起きています。その一つに、ことしの7月に国連で核兵器禁止条約が締結されました。そして、10月には核兵器禁止国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞しました。核を禁止し、紛争は武力ではなく平和的に解決を、この流れが世界に広がってきています。また、非核平和都市宣言について言えば、埼玉県は県内64自治体中、未宣言の自治体は5団体と、圧倒的に宣言を行っている自治体が多くなっています。この残った5団体の中に長瀬町が入っているわけでありまして、このような状況から長瀬町も町長として非核平和都市宣言を行う考えはあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の非核平和都市宣言についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今世界では地域紛争やテロリズムなどにより、人間の生命を踏みにじるような行為が繰り返され、核実験の実施などにより私たちの日々の生活を脅かし、不安と脅威をもたらしております。そのような中で、戦争の惨禍を繰り返すことのない社会と人類の恒久平和を実現するため、平和について考えることはとても大切なことと考えております。長瀬町も終戦記念日の黙祷や半旗の掲揚など現在行っておりますが、平和と安全を次世代に残すためにも、美しい自然と豊かな郷土を守るためにも、我が国が世界唯一の被爆国であるという歴史的事実を厳しく受けとめ、非核平和都市宣言についても考えていく必要があると考えております。現在県内では埼玉県を含め、59の自治体が非核平和都市宣言を行っておりますが、そのうち44の自治体は議会決議により宣言を行っており、秩父郡市の市、町も全て議会決議による宣言の形式をとっております。また、非核平和都市宣言という趣旨からも議員の発案による本会議に諮ることがよいのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） もちろん町長が今言われるように、議会でやることも大事だと思うのです。と同時に、同じように町長自身、その行政区の長ですね、最高責任者ですよ、がみずから自分の気持ちでもって、今答弁いただいたような立場から核戦争反対と、核兵器をなくそうという気持ち、これを町長として宣言するということが私非常に大事だと思うのです。そのほかに議会として、町民の皆さんの中から請願が出たり、あるいは議員がそれをやったりしてやることも両方あると思うのです。あえて私はここで町長がやるのが長瀬の観光立町の上でも、平和の長瀬なのだということをアピールする上でも非常に大事だと思っている。そういう点で、改めてもう一回町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

町長からというお話をいただきました。当然それも大事なこともかもしれませんが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、非核平和都市宣言の趣旨からして、町民の代表である議員の発案による決議が私はよいのではないかと考えております。ぜひ田村議員が先頭に立って議会に提出していただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そうすると、町長としては、みずからはそういう宣言は行わないということ、ここでもって宣言したというふうに理解してよろしいのですか。それでよければ。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいまも申し上げましたとおり、田村議員にぜひその先導をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、質問させていただきますけれども、ちょうど昼を挟むような形になると

思うので、議長、よろしいですか。お昼を挟むような形になるような気がするので、前の2つを多分前半でというような形でやらせていただくことでよろしいですか。

○議長（染野光谷君） はい。

○5番（村田徹也君） そうでないと中途になってしまいますので、よろしくをお願いします。

では、村田です。町の抱える重要課題解決策について町長さんにお伺いします。

今地方都市では、少子高齢化、産業雇用創出、社会インフラ整備、コミュニティ構築などの課題が山積しています。当町においても人口減少が加速し、町存続の危機に直面していると言っても過言ではない状況と思われます。そこで、町では各種計画をもとにして将来像を描き、その実現に向けて施策を展開していると思いますが、住民の願う住みやすい居住空間を構築するため、町の独自性が発揮できる施策をどのように展開していくのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住民の願う住みやすい居住空間を整備するための町の独自性が発揮できる施策をどのように展開していくのかとのご質問でございますが、居住空間の整備につきましては、総合振興計画の大綱3、安心して快適に生活できるまちで、生活基盤の整備の項目に、基本方針として、魅力的な生活環境を持続的に確保していくため、調和のとれたまちづくりを進めることで計画的な土地利用の推進、魅力あるまちづくりの推進、地域拠点の創出の3項目を掲げております。魅力あるまちづくりの推進の中で居住空間の整備の項目があり、居住空間と観光資源を結ぶことで町民や観光客の回遊性を高め、にぎわいと魅力と活力あるまちづくりに努めるとなっていますので、この目標を達成するため、社会資本整備事業では、南桜通り整備、蓬萊島公園整備、長瀬地区公園整備等を実施し、居住空間の整備に努め、また矢那瀬地区拠点整備事業を展開し、矢那瀬地区の居住空間を整備するために、地域住民との協働により計画を策定しております。今後も居住空間整備を推進するためさまざまな事業を計画し、少しでも住みやすい町になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 町長に居住空間ということでお答えいただきました。この中で、居住空間ということに特にこだわってというふうなことでなくて、内容について再質問をさせていただきます。

最初に、もう質問に申しましたように、この中山間地域では日本の70%の地域が中山間地域になっていると。なお、人口については7分の1しか居住していないというふうなことで、人口の過疎化というのが進んでいるということで、当町としては、やはり町長以前からもおっしゃっていますように、若者世代をふやしていかなければいけないというふうなことで、これが最重要な施策ではないかというふうなお話しされていますので、その点について少し突っ込んでお話を伺いたしたいと思います。

まず、少子高齢化施策についてなのですが、町で行っている、これ町長ではなくても担当課でも結構ですが、不妊治療助成事業というのがあります。これは若年女性の人口増加には有効だというふうなこともあると思いますが、このような有効な策というのは継続的に続けていなければ効果が出てこないというふうなことだと思いますが、この年間の申請者数がどのぐらいいるのかというふうなことについて伺いできればと思います。

また、幼少者人数についてなのですが、来年度、小学校入学予定者が一応47人と伺っています。その44、

47、42人、32人と40人から30人に落ちていくというふうなことも予測されております。そして、これは第一小、第二小一緒にして、現在のゼロ歳児が24人と町の人口統計で出ています。11月ですか、何か出生者が4人いたと、その前はゼロだったですけれども。ゼロ歳児は今現在多分24人、また今生まれたかとかいうのは別にして。今度は、ゼロ歳から4歳の人口なのですけれども、2015年と2025年の10年間を比較するとマイナス62人なのです。62人減ると。これはゼロ歳から4歳児です。年少人口をやっぱりこの10年間で見ると262人減るといことなのです。かなり、この調べは国立社会保障・人口問題研究所というところの調査によります。このことから、やはり住みやすい町ということを考えて町内2つの小学校存続の是非ということも早急に検討していくべきではないのかなと。前回町長さんが検討課題となっているというふうなお話をされましたけれども、こういう人口減少、特に幼少人口が減っていくということは、もうこれをすぐ合併して一つにとかということではなくて、人数も少なくなっていくということで、住民の意識調査であるとか、保護者の意識調査とか、そんなふうなことでやっていく必要があるのではないかと。このことについてお伺いします。

それから、町で策定した人口ビジョンなのですけれども、平成38年町人口を7,000人を目指すということなのですが、ここのところ1年間で約100人ずつ町の人口が減っているのです。これを50人に抑えなければ、これはちょっと不可能な人口ビジョンになってくるわけです。これを可能にするには50人に抑えなければいけないと、この目標を達成するためには出生者を50人ふやすということです。今1年間に50人生まれていないのに50人ふやさなければいけないと。さもなければ、移住定住者を50人ふやさなければいけないと。さもなければ、出生者、移住者を25人ずつふやさなければいけないと。これが不可能であれば、この人口ビジョンで平成38年に7,000人を目指すとした計画は、これは何なのですかということにもなりかねないことです。これは非常に難しい点は重々承知していますが、この人口7,000人を維持するというふうなことは、達成に関する決意値なのかそれとも目標値なのでしょう。もし決意値というふうなことであれば、先ほど私が言った50人ふやしていくというふうなことをできなければ、これは不可能だと、この人口ビジョンは何なのですかということにもなりかねませんので、そここのところについてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

細かい数字が出てまいりましたので、こちらにつきましては課長のほうから答弁をいたさせます。私からは、学校統合の話がございましたので、そちらにつきまして回答をさせていただきます。

先日飯能市が吾野地区の小学校3校を統合するという発表がございました。吾野地区は3校合わせて80人の児童のため、統廃合の計画をしたとのことでございます。第二小学校は、現在69人の児童数ですので、まだ早急に統廃合を考えていなくてもよいのではないかと考えているところでございます。学校が統廃合になったことで、子育て世帯の人口流出を招く結果にもなったり、さらに過疎化が進むという悪循環に陥ってしまう地区も多くあると伺っております。また、学校は地域の防災拠点でもございます。このようなことから、統廃合の検討を行う時期が来ましたら、地域の活性化等も含めて慎重に検討していくことが必要であるのではないかと今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の社会増減、自然増減で90人のマイナスということで

ございますが、計画では人口を抑制するという事で計画を立てております。人口ビジョンでは、平成24年で社会増減がマイナス99人でございました。平成28年の統計ではマイナス40となっております。ある程度社会増減の減少率については抑制ができていっているのかなと思っております。ただ、自然増減がまだマイナス94ということで横ばいとなっております。この統計からも社会増減は住宅取得の奨励補助金やいろいろな事業を行うことによってある程度目標は達成されておると思いますが、まだ自然増減の解消がされていないという結果が出ておりますので、今後この出生数の増加対策や子育て支援の充実を喫緊の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

あと、先ほど目標値7,000人ということは、あくまでもこれをつくったときの目標値でございます。決意値ということではなく目標値ですので、なるべくここに近づけるような施策をいろいろ考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の不妊治療の人数のご質問ですが、今年度申請者1名でございます。また、9月補正で検査費の補助、議会のほうでお認めいただきましたが、こちらにつきましては現在申請なしでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、町長のまず答弁の学校統合についてというふうなことなのですが、その時期になったらというふうな、前回検討をしなければいけないというような答弁だったが、ちょっと後退したような感じがするのですが。第一小学校、第二小学校、要するにこれ両方合わせてというふうなことなのですが、一番課題となるのは、例えば小学校1年生は35名ですか、超えると2学級に特別許されているわけですよね、1年生、2年生、多分。ところが、33名だと、今回多分1年生33名なのです。第二小学校のほうは、12名だったか、ちょっとそのくらいの、14かな。そうすると、多いところと少ないところの差が出るし、この33人というのは学級の中で非常に多い人数だというふうな、今は40人学級なのですが、1年生、2年生にしてみればと、そういうところもあるので、そういう点について保護者の意見というのですか、例えばそれが合併して2つになると2クラスに分けられると。そういうことになると、仮に学級内で例えば10人ぐらいしかいないところで序列がついてしまいます。その中で学級編制によって変えてと、友達関係を変えたりとかそういうこともできるという教育的な観点からそんな検討もなるべく早目にやって、保護者の意見とか、または先ほど町長が答弁された第二小学校地域で流出が進んでしまうのではないかと、そういうふうなことも含めて検討をしていくべきではないかなと。もうこの人数だと、その時期ではないのかなという、私は気がします。これに再答弁は結構です。

それから、不妊治療についてという、非常に少ないのです。1名と、検査については今のところ出ていないと。これはまだ検査については時期がたっていないからなのですけれども、もっと多くてもいいのではないかなと。これ周知が足らないのかなというふうなちょっと感じがするわけなのですけれども、この不妊治療の助成事業、もう少し広めていけるのではないのかなという気がしますが。これ非常に不妊治療にもお金がかかるのです。幾人も知っている人もいます。東京のほうまで通ったり、新宿に有名なお医者さんがいるとかということもありますが、もう少しそれは手厚いやはり援助というのですか、していったらいいのではないかなという気がします。

また、もう少し、長瀬町の子ども・子育て支援事業についてなのですけども、とにかく若者世代の就労支援というのは課題ではないかと思えます。なかなか、例えば町から外へ出ていくと、その人が戻ってくると。また、長瀬町に生れた人ではなくて外から入ってくるというふうな人たちで考えた場合に、やはり働き場所というのが一番もう、家計の維持ということが第一番だと思えますので、そういう就労支援という点でなかなか企業誘致とかは難しい状況にあると思えますが、町としての就労に対する働きかけとかそのような若者世代の就労支援の拡大についてどのような方策をとっているのかということをお伺いできればと。

特に、移住定住というふうなことに入りますが、長瀬町出身者以外の、要するに長瀬町に移住してきた人の人数、それから長瀬町出身だったのだけれども、例えばアパートにいてとか、そんなふうなことで、要するに住宅取得の補助金があります。あんなものに関して、長瀬町出身だった人が戻ってくると、UターンとJ、Iターンということですか、この実績数がわかればお伺いしたいと思えます。

あと、やはり移住定住ということで空き家バンクなのですけども、今現在町のホームページでは登録は7件なのです。7件画面にあるのですが、4件はもう契約済みになっていて3件しかないのです。この空き家バンク3件、非常に少ないのではないのかなと。これ埼玉県ではないのですけれども、いろんなところでインターネットを見てみると60件とか70件とか、かなり出ているところもあるのです、一生懸命やっているところは。特に町でホームページを立ち上げているところもありますが、ちょっと空き家バンク3件しか登録がないというのはどなんかな、ちょっといかがなものかなと。

あとは、この空き家についてですけども、町長が空き家のモデル事業を1件行いますと、前回ですか、おっしゃいました。この空き家のモデル事業というのはどこでどういうふうに行われているのか、まだ計画段階なのか、そこについてお伺いしたいと思えます。

あと、国で行っている事業の中で、子ども都市農山村教育交流、二地域居住、緑のふるさとお助け隊、地域おこし協力隊について、長瀬町では今のところ採用していないと思うのです。先月の新聞でしたか、秩父の中でも地域おこし協力隊を、ちょっと町村名忘れましたが、秩父の中でも2町村だったと思えます、これを導入したというようなこともあります、やはり子供たちの教育交流とか、例えば学校、第二小学校人数が少ないなど、それに関してそういう教育交流を受け入れるとか、そんなふうな手だてをしていかないのかということをお伺いしたいと思えます。

なお、最後にまちづくりというふうなことなので、よく簡単な、昔から三人寄れば文殊の知恵と言われていますが、まちづくりは住民の総意に基づいて行うということだと思えます。住民の総意というのは、やはりそういう観点から見ると、町民の意見交換会やワークショップの開催ということができないのだろうか。これは町の行政の説明会ということではなくて結構だと思うのです。意見交換会、これは地区に限っても結構だと思うのですが、これが住民の生の声を聞けると。そうすると、そういうことがあったのかというふうなことが吸い上げられるのではないかと思えますが、この点について、できれば前向きな答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

回答は結構ですというお話をいただきましたけれども、二小問題、これに関しましては二小の方からこういう意見もいただいています。子供の数が少ないので生徒によく勉強を見ていただけてむしろ助かっていますというような意見もいただいております。実は、ことし行われました県の小学校6年生と中学3年

生の学力テストがありました。多分村田議員もご承知だと思いますけれども、その小学6年生の学力、県下でトップでございます。これは、本当に長瀬町の地域の皆さんもそうですし、また特に学校の先生方も一生懸命子供さんを教育していただいている成果かなと思っております。中学3年生もトップではございませんでしたが、上位のほうに入っております。今現在教育につきましては、長瀬町はそのようなことで、非常によい成果が出ております。

それから、あと細かい点につきまして、また各課長から答弁させていただきますけれども、以前から議員さんがよく申しております町民のワークショップですか、町民集会です、そうしたものの、当然やったほうがそれはいいかなという思いはしておりますけれども、なかなかそういう集会をいたしますと、声の大きい人ですとか、一部の人のご意見に偏ってしまうようなこともございます。ですので、長瀬町といたしましてはアンケートの実施による町民参加を重視をしてみたいと思っております。今後もそのような形で町民のご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「ワークショップについてはどうですか」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ですので、そうした町民が参加型のワークショップではなくてアンケートでということやっていきたいと思っております。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えしたいと思います。

Uターン、Iターン、Jターンですか、数字がということなのですが、アンケートとか統計を行っているわけではなくて、実数は把握できておりませんが、Uターンにつきましては再転入者をカウントさせていただきまして59人、それからIターンについては99人です。Jターンについては人数把握はちょっとこれうちのほうでは困難でございますので、今回数字のほうは申し上げられることができませんので、申しわけありません。なお、外国人の異動者はこれには含まれておりません。以上でございます。

それから、空き家の関係の調査もちょっとお答えさせていただきますけれども、平成27年の5月から6月にかけて各区長さんを通じまして調査を依頼させていただきました。実施していただきまして、その当時は空き家の総数は129件ございました。これが平成29年11月末現在では118件になっております。調査後、所有者に対しまして空き家バンクの登録のチラシ等を送付いたしまして、適正管理の周知のお願いをしております。それから、町内巡回を、新たに判明すればまた追加等を随時実施しております。

それから、空き家等の審議会は町で組織いたしまして、9名で現地調査を行いまして、指導及び勧告ですが、平成29年度中には3件行っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

働き場所の確保だとか就労の支援ということの質問かと思いますが、この件に関しましては、ことし、あしたになるのですが、秩父のハローワークと町と共同で長瀬町を限定とした就職説明会を開催する予定になっております。後援に秩父の雇対協も共催をいただいております。この件につきましては、秩父のハローワークのほうから、来年度も引き続き、あと随時、長瀬町に出向いていただきまして、定期的に来年度から就職の相談会をやるという今予定になっております。

それと、空き家バンクの登録が少ないではないかというご質問のようですが、これに関しましては、町民課のほうは空き家対策協議会というのを立ち上げておりますが、空き家バンクにつきましては、空き家

バンクに対してその可能性があるところに対しましては、町の固定資産税の納付書の中に空き家バンクを登録をしてくださいという通知を入れて送付をさせていただいております。ただ、本人の意向ですので、それがなかなか反映されていないことは確かと思いますが、今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

以上の2点でよろしかったですか。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の空き家のモデル事業ということでございますが、これは移住定住の関係で、来年度ロングステイの事業をやってみたいということで、町長が答弁させていただいたと思います。ですので、来年度予算をとりまして、あいているところに交渉に行って、そこをモデルの家として改修なりをしてロングステイをしていただくというような事業を考えております。

それと、もう一点、地域おこし協力隊の活用ということなのですが、残念ながら長瀬町の場合、対象地区外なのです。これは過疎地の指定がないと受けられない事業ですので、町としましても県のほうに、長瀬町、人口が減っているのを活用できるようにしてもらえないかということで一応お願いはしているのですが、なかなか難しい現状でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。午後は1時です。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き村田徹也君。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。それでは、高齢化に対応する施策の展開について、健康福祉課長にお伺いします。

現在、国の高齢化率は26.7%となっておりますが、町の高齢化率は約36%となっており、実に国より10ポイント近く高い状況にあります。10年後には、町の高齢化率が42%を超えると予測され、税収の落ち込みや高齢者の福祉予算の増大が懸念されているところです。このような状況で、住民の生活を守る福祉予算は確保されるのでしょうか。そこで、高齢者福祉向上のための基本的な方針とその計画や事業展開についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者福祉向上のための基本的な方針とその計画や事業展開についてでございますが、初めに基本的な方針と計画ですが、町の総合的な行政運営を図るための最上位計画は平成29年3月に策定されました第5次長瀬町総合振興計画でございます。この計画の前期基本計画には施策の基本方針として、高齢者が元気に暮らせるまちづくり、高齢者福祉の充実の基本方針として、高齢者が住みなれた地域で継続して生活できる地域社会を目指すとともに、高齢者一人一人がみずから生き生きと活動し、健康で生きがいに満ちた

生活を送ることができるまちづくりを進めますと定めております。また、平成27年3月に策定されました第6期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、健康ではつらつとした長寿のまちの創造を、また、平成28年3月に策定されました長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画では、協働の支え合いでつくる安心して暮らせる長瀬町を基本理念に定め、これらの計画に基づき事業を進めているところでございます。

次に、事業展開についてでございますが、長瀬町の高齢化は約36%でございます。3人に1人が高齢者という状況でございます。今後増加すると思われ、介護サービス、特に介護が必要な状態になる前からの健康づくり、介護予防、高齢者の社会参加などを重点的に推進し、高齢者が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めております。特に健康寿命を延ばす取り組みに力を入れて、平均寿命と健康寿命の差を縮め、健康で長生きすることを目的に取り組んでおります。さらに、学習・教養活動、スポーツ・レクリエーション活動についても生きがいづくり、健康づくりの観点からも重要ですので、教育委員会とも連携を図っていききたいと考えております。

また、医療や介護が必要になった場合でも、高齢者が住みなれた地域で安心して健康で生きがいを持って暮らすことができる地域支えの地域づくりを進めているところでございます。これら、事業につきましては、それぞれの事業が相互に関連してこそ健康寿命が延びるという効果も出るものではないかと考えております。

なお、高齢者福祉計画・介護保険事業計画は現在、第7期の策定を進めているところでございます。現状の把握、高齢者人口や介護認定者数等の推計、日常生活圏ニーズ調査結果等をもとに課題解決に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、ただいま課長のほうから教育委員会とも連携してというふうなお話がありました。これ健康福祉課の仕事内容として当然税務課も関係あるだろうと、教育委員会も関係あるだろうと。ある意味では国民健康保険とかということになると町民課とも関係したことがあるのではないかと、思いますが、その中で特に課の枠を超えた連携調整会議とか、そのようなものを開催しているのかどうかについて、正式なそういう話し合いをしているかどうかということがまず1点。

それから、現在健康志向で散歩をする人は多いと思います。これ新潟県見附市なのですが、健康で幸せなまちづくりということで、健康の健と幸せの、幸福の幸をあわせて健幸というふうなことで健幸づくりのまちというふうなことで取り組みをしているようです。特に見附市では健幸基本条例というのを制定したと。とにかく町民に歩くコースを25カ所ぐらいかな、それからサイクリングコースとかそういうものを設定しています。長瀬町でもこんなふうな、以前に私教育委員会にも質問しましたが、距離表示をするような散歩コースができないか。それから、ウォーキング基本講座の開設、1回だけでもいいですけども、そんな基本的なことを行うということはどうか。それから、健康寿命を延ばすための意識調査や実態調査、これやるのか、やっているのか。

もう一点、年齢限定で前回60歳や65歳になった人を対象にやったらどうかというふうなお話を投げかけましたが、そのような全町民でも結構です。65歳、高齢者になる、なった人だけを対象にしてもいいのですが、その健康講座というのを開催できないのかどうか。いろいろな健康講座を行っているということは承知しています。

もう一点、長野県の川上村では村民に1年間使用料500円で機能訓練運動指導室を村民に開放して、健

健康寿命の増進を図っています。このような施設が欲しいところですが、多世代ふれ愛ベースに本当はあの中にそういうものをつくってもらえればいいのだけれども、それをやるとちょっとほかの目的に使えなくなってしまうということがあるのですが、その新しく長瀬に公園ができますが、来年度、そこに健康増進用具等、またはウォーキング距離表示等を行う予定があるかどうかお伺いします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

課の枠を超えた話し合いはということでございますが、健康福祉課の事業は課の枠を超えた事業もやっております。例えば国民健康保険の関係、特定健康診査は本来国保事業でございますが、実施は健康福祉課でやっている。それから、国保の対象の人間ドックも本来は国保の費用ですが、実施は健康福祉課でやっているというような形で随時、正式な形ではございませんが、仕事の中でその辺のところは調整を図りながら進めておるところでございます。

また散歩、それから健康でという形で健康づくりというご提案いただきました。その健やかに幸せというのは、隣の美里町でも同じような形で健康ポイント制度というのをやるようでございます。埼玉県でもそのような制度がございます。まだそれぞれ独自の事業をやっているところもありまして、埼玉県の事業に参画しているところは多くないわけでございますが、その辺のところ、他の市町村の状況を見ながら考えていけたらと思っております。

それから、歩くコースの設定のようなもの、健康基本条例のものなのですが、今のところは考えていないのですが、歩くコースはたしか昔幾らかあったのではないかと、教育委員会なんかで設定したコースなんかがあったかと思っておりますので、その辺のところを少し考えてできればなと思っております。

それから、年齢限定というお話があったのですが、議員がおっしゃるとおり、今介護予防という介護の65歳以上の方対象になってしまうのですが、先ほどから申していますように、健康寿命を延ばすといっても高齢者になってから延ばすのではなくて、その前から介護になる前の年齢からも当然必要だと思っておりますので、その辺のところも含めて検討してまいりたいと思っております。

また、長瀬公園の健康器具は長瀬公園の所管が健康福祉課でございませぬので、その辺は私のほうからお答えはしません。

以上で終わります。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 課長の答弁のように、各課がまたいで事業を行っているというふうなことはわかりませんが、やはりこれからは健康寿命を延ばすということで、そんなふうな会議を持って、ダブっているところについてはこうしようと、健康寿命を延ばすときにはこういう事業が必要ではないかとか、そんなふうなことをぜひ進めていただけたらと思っております。

あと長瀬公園については、うちの課の担当ではないのでというお話だったのですけれども、これは皆さん、ほかの課にも聞いていただいていると思っておりますが、やはりそれも健康寿命を延ばすことの一つですので、健康福祉課としてもそんな公園にそういうのを設置したほうがいいのではないかとというふうなご意見も上げられるのではないかとと思っておりますので、答えられないのではなくて、できればそういう方向になったときにぜひ健康福祉課としての意義を示していただきたいと思っております。

なお、あと1点なのですけれども、健康寿命というふうなことで、多世代ふれ愛ベースですか、これ29年

度の多分地方創生推進交付金ですか、270万円ぐらい多分この町で取っていると思うのです。それはともかくとして、この施設の概要説明とか、そのようなことについて4月に開設するので、これ町民に知らせるのはタイムリミットではないのかなという気がします。もう今から町民にこういう施設つくります、こういうことやりますよと。なぜかという、要するにアクティブシニアを子育て支援プログラムの企画とかそういうふうに行っていくと。では、アクティブシニアにいつ呼びかけるの、施設ができました、さあこういう事業をやります、ではシニアの方々、こういうことに協力できる人、では遅いですよね。もう今12月ですから、1、2、3、4月には開設すると思いますので、そこのところを呼びかけとかをどういうふうになっているのか。これからやるのか、もう既にやっていて私が承知していないのか。その点についてお伺いしたいと思いますが、いずれにしても健康寿命を延ばすというのは先ほどの見附市でもまだそんなにたっていないのですが、実際に全国と見附市と新潟県全体との比較のグラフ等を示されていますので、確かにこれだけやれば効果があるのだなというのはあらわれていますので、ぜひ長瀬では自然環境が豊かですので、道が余り歩くとところがないとかいうことがあります、例えば第二小学校区域ではこのところをこれを歩けば3キロですよというふうなことで、ちょっとポイントでも打つとか、桜通りあたりにもそんなふうな井戸からもある水管橋もあるようなコースもありますので、ぜひそんなふうなことも教育委員会と連携して進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

事業の提案につきましては、非常にありがたく思いますので検討してまいりたいと思います。

それから、多世代のほうの事業ですけれども、現在検討しております。また、施設の関係でございますが、12月の広報に施設の建築当初の写真とか、あと愛称募集を載せております。今後随時ホームページや広報、それからフェイスブック等、さまざまなメディアを活用いたしまして、その辺のところの周知を、開設後の利用促進を図るための周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、ぜひ活躍できるシニアへの呼びかけというふうなことで進めていただきたいと思います。

続いて、いじめ防止対策推進法を鑑み学校教育と地域社会教育力の向上策について、教育長にお伺いします。今社会では猟奇的な殺人や学校現場でのいじめ問題などがメディアで報道されています。これは、戦後約70年が経過し、社会構造が大きく変化して学校や家庭、地域の教育観、教育力が大きく変化してきたことに起因する点があると思います。特にいじめ発生件数は過去最大と公表され、依然として大きな社会問題となっています。そこで、当町では、学校教育はもとより、地域社会教育力を上げるよう努めていると思いますが、それらの現状を町民にどのように広報し、学校、地域社会教育力を高めていくのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えします。

近年のいじめ問題等は深刻な社会問題として、または人権問題として報道されております。平成28年度に長瀬町総合教育会議において、町の教育大綱が策定されました。その基本目標の一つに人権を尊重し合

うまちづくりがあります。学校教育の側面からは、人権教育の推進が重点施策となります。具体的には、道徳の授業の充実のもとより、1つ目として人権推進協議会の開催、2つ目として人権教育実践報告会への積極的な参加、3つ目として児童生徒のネット利用に関する啓発活動、最後に4つ目として非行防止教室の全学校での実施などが挙げられます。また、社会教育の側面からは、男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に参画し、個人の能力を十分発揮できる社会を実現する意識づくりと環境づくりを進めます。これらの施策を広報紙や毎月発行し地域に回覧している学校だより、今年度から始めた教育委員会だよりなどを通じて町民の皆様にお伝えし、地域の教育力の向上を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 文科省の発表なのですが、昨年度のいじめ件数が32万件とも言われています。小学校低年齢化ということが言われています。90%は解消したというふうなコメントもついておりました。今現在小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の総数が日本中で3万7,050校あります。いじめ件数を32万件、この32万件を学校数で割ってみると1校当たり8.63件のいじめが発生していると、こういう計算になります。文科省でも100人当たり2.4件のいじめが発生していると公表しています。町の現在の児童生徒数は533人ですから、それで計算しますと単純計算すると12.79件はいじめがあってもおかしくないというふうな数字になっております。多分長瀬町はそういうことはないと思うのですが、特にいじめについては不登校との関連が非常に大きいというふうに言われていますが、その不登校といじめの関連について、どのような対処をしているのかについて、できれば不登校者はどのぐらいいるというふうなこと、いじめ発生件数は長瀬町としてはこのくらいの数字で県のほうに報告しているというのがありましたら、それをお伺いしたいと思います。

なお、もう一点、これは町のほうかもしれませんが、町で28年度ですか、いじめ防止対策推進法に基づいていじめ防止基本方針というのを示しました。その中で、いじめ問題対策協議会、いじめ問題専門委員会というのを設置するというようなことがうたわれていますが、これが今まで何度開催されたのか、開催されたとしたらお伺いしたいと思います。

あともう一点なのですが、この基本方針の中で11月をいじめ撲滅強調月間としています。11月が。けれども、このことは町民に周知余りされていないのではないかと思います。この周知の仕方をどのようにされたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

いじめ問題の細かい件数については、ちょっと資料を持ってこなかったのですが、このいじめについては、各小中学校とも本当に微妙な問題ですので、校長先生を初め教職員の皆さんが一生懸命対応を考えてもらっております。また、毎月行われております校長会議、それから教頭会議等でも私が口を開けば酸っぱくなるようないじめ、それから教職員の不祥事等については管理職を通して機会を捉えて指導をしておるところでございます。

それから、ただいま村田議員の質問にありましたように、いじめの件数が多くなっているということについては、これは以前のいじめの考え方を根本的に改めて、本当にささいなことについても1件に数えておりますので、たしか昨年度あたりから急激に件数はふえていると思います。そんなことで、今はいじめと感ずることについては、自分がいじめられていると思ったことについては、もうこれが1件というよう

な考えで出しておりますので、件数は多くなっていると思います。

それから、町内の各校では毎月、ほとんど1回ぐらい子供たちから直接アンケートをとっております。子供が何々ちゃんにいじめられた、何々ちゃんにぶたれたとか、そういうようなこと、ささいなことでもアンケートを集約する中で生徒指導委員会、それから教育相談部会、そういうような部会、委員会等を通して初期のいじめについて各校内で共通理解を持ち、担当の職員から直接指導を行い、また管理職も把握をしながら機宜を捉えて指導を行っております。おかげさまで、町内の小中とも大きないじめ問題、特に保護者から苦情というのですか、相談があったような大きないじめについては現在はないと思います。

それから、あといじめに対して不登校というのですけれども、私ももう長瀬町にSSWというのですか、教育相談等でお世話になってはいますけれども、その中で感じていることではございますけれども、いじめが問題で不登校になったというのはほとんど今まで聞いておりません。それについては、職員が本当に気を使って細かいところを指導してくれているおかげではないかなと思います。

以上ですが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1点、教育長が答弁を落としたのが、いじめ強調撲滅月間ということが11月なのだけれども、これを町民に周知されているかどうか。ほとんどの人が知らないと思います。それ、もし、いいです。これからまた来年に向けてでも結構です。

あと、ちょっと答弁の中でささいないじめというお言葉がありましたが、これささいでも本人がささいでないと感じるというようなことも当然いじめだと思しますので、文科省のほうで調査のやり方を変えてきたと。それは、やはり自殺とかそんなふうなことが頻繁に起こっているからだというふうなことで思います。特に学校現場を知るということで教育委員会として視察とかそのようなことをやられておると思いますが、どの程度、回数とかやられているのかという点が1点。

それから、いじめ防止基本方針でも町のほうであるのは、いじめ撲滅には町民に実態を見て知っていただく。町民の役割というのが出ています。ということで、やはり町民が実態を知ることに関しては、なかなか例えば今の教育課程について町民は理解していないと思うのです。英語をやると、小学校でもやり出したと。では、実際問題として子供でも孫でもいなければどのくらいからやっているのかわからないというようなこともありますので、学校現場では大変だと思いますが、できれば月1回ぐらい、例えば1日は学校開放の日とかということで誰でも自由に学校を見れるというふうなことができれば随分、登下校だけではなくて、学校の様子を知ることができるのではないかと。そんなことを言うて行くのはお前ぐらいだということもあるかもしれませんが、行事でもないとなかなか見れないので、行事とは違った面も見れるというようなこともありますので、町民のいじめ防止の役割というのも町のほうの防止基本方針でうたっていますので、ぜひそういうことは必要なのではないかと。

あとは、彩の国教育月間ということで11月第1週を、要するに学校は埼玉県では誰でも視察に行っているというふうなことがあったわけですが、本年度、第一小学校に電話したならば、もう学校は授業公開を土曜日にやってしまったのでだめですというような回答だったと。これはちょっと納得できないのですが、教育長、そのことをご存じかどうか。彩の国教育週間が11月第1週となっているにもかかわらず、そういう状況だと。これはやはり町民が教育現場を知ることについてどうなのだろうということがありますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の再々質問にお答えをいたします。

申しわけございませんでした。1つ落としました。11月のいじめ防止月間について、これについては学校だより等では出ていると思うのですが、なかなか町民の皆さんにお知らせするというのが、確かにここ何年か広報の仕方について問題があると思います。先日校長会議等で校長さん方に提案申し上げまして、これから検討し、来年度からもう少し学校の様子を知ってもらうような広報のあり方について検討するというようになっておりますので、よろしく願いできればありがたいと思います。

それから、それに伴いまして、先ほど学校開放についてございました。この学校開放については、もういつでも学校は開放しておりますので、ぜひ参観していただければありがたい。しかし、これだけ言ってなかなか来るとするのは難しいことですよね。これは、何年か前から学校を地域に開くというような風潮がありまして、大いに地域の皆さん方にいろんな面で学校を見てもらうということになりましたけれども、残念ながら例の大阪の池田小学校で児童の殺傷事件がございました。それ以後、なかなか学校で不審者対策が主になりまして、なかなかまた学校の塀が高くなってしまったのですけれども、これは子供たちの安全安心ということでしたし方ないことなのかなと思っております。現在では、各学校とも玄関にこういうような名札を用意しておいて外来者ということでつけていただいて、職員室へ一声かけて参観しているということになっております。そうではないと、何か不審者にご苦労さまでしたなんて校長が言うことになるわけですから、それはちょっと問題があるかなと思っております。

そういうことで、本当は地域の皆さん方に今の学校の内情、今議員さんからもありましたように、これから小学校では3、4年生が英語活動、そして5、6年生が英語が入ってくるわけです。こういうような教育内容等も随分変わっておりますので、その辺の広報をしながら地域の皆さん方にご理解をしていただくということで考えております。

そして、埼玉県では11月1日を彩の国教育の日、11月1日から7日までを彩の国教育週間と定めております。今年度は第二小学校ではこの字句どおりに彩の国教育週間ということで学校だよりで申し上げて地域の皆さん方に広報いたしました。第一小学校のほうは、ちょっと校長さんの言葉が長かったので、これのスペースがなかったのではないかなと思っておりますが、いずれにしても10月中にこの彩の国教育週間に兼ねて授業参観を行いました。それで、議員さんがお尋ねになった第一小学校の教育週間についてのところで、職員がちょっと勘違いしたのかなと思っております。11月に授業参観はないかというような感じで受けたのだと思います。それで、11月はもう10月に授業参観をやってしまったので、11月はありませんでしたと答えたのだと思います。確認はしませんけれども、そんな感じを受けております。いずれにしても11月の第1週だけでなく、年間を通して地域の皆さん方に大勢参加していただいて、子供たちの、それから地域の方々との触れ合いを行っております。

ちょっとお待ちください。ちなみに、第一小学校では、地域の皆さん方に1年間延べで700名おいでいただいております。内容については、交通安全教室だとか、挨拶声かけ運動、学校パトロール隊、総合生活科、社会科における指導、それから奉仕活動、それから児童活動への参加、それから世代間交流、除草作業、読み聞かせ、それから町長さんの挨拶にありましたように植木の剪定について、それから第二小学校では年間延べに600名ぐらい来ていただいております。これも登下校の指導、本の読み聞かせ、秩父音頭の指導、植木の剪定、各種体験活動、これは布草履だとか梅干しだとか、稲作だとか、グラウンドゴルフだとか、そんなようなこと。それから、学習支援については絵画だとか戦争中の話だとか、伝統文化、

そのような総合的な学習の時間等においていただいております。

それから、中学校では年間に350名ぐらい、これは登校指導、それから花植え、植木の剪定、秩父音頭指導、部活動の指導、それから学校ファーム、いろんなところでお手伝いをさせていただいております。それで、中学では350で、小学校と比べてちょっと少ないようではございますけれども、中学ではどちらかというと自分たちがボランティアで外に出ていくというような活動が多くなっておりますので、これで結構体験活動ができていのではないかと。そして、中学2年生の職場体験、こんなことを通しながら長瀬町内の小中学校では本当に地域の皆さん方にお手伝いをいただいて子供たちの健全育成、教育に当たっておる現状でございます。

以上、雑駁ですが。

〔「1点だけ、教育長、うちのほうには第二小学校の学区で来ないので…
…」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 時間です、村田君。次行ってください。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 3番、野原。質問します。台風21、22号の被害状況と対応について、町長さんにお伺いいたします。

10月22日には台風21号が、10月29日には台風22号が全国的に猛威を振るい、甚大な被害と爪跡を日本列島に残していきました。矢那瀬上郷地区では、山の斜面が激流化し、流れ出た土砂により排水路が機能せず、あふれ出た濁流が町道矢那瀬17号線から民家前ののり面を滝のように流れ下り、最終的には最も低い部分にたまり、国道の歩道部分と隣接する畑が水没しました。このような状況から、地元住民の不安ははかり知れないものがありました。また、歩道の水没などにより歩行者の通行に障害も生じました。そこで、防災対策の観点から台風21号、22号の被害状況、被害箇所の対応状況とあわせて、全体的な防災対策の実施状況についてお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の台風21、22号の被害状況と対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、被害状況についてですが、台風21号によります道路への被害につきましては、風布16号線で1カ所のり面の崩落がありました。これにつきましては、すぐに業者に依頼をし、土砂の撤去を行い通行できるように対応いたしました。台風22号による道路への被害はありませんでした。

次に、全体的な防災対策の実施状況についてですが、まず、台風21号は以前より当町への接近が予想されていたため、10月20日金曜日に台風21号に対する長瀬町職員初動マニュアルに基づく対応の打ち合わせを行いました。台風が最も接近した22日日曜日は、衆議院議員総選挙の投開票日でもあったことから、当時は午前5時半ごろから総務課職員が役場庁舎に詰めておりました。午後9時37分に開票が終わり、後片づけを済ませた後、職員は一時帰宅し、自宅待機の態勢をとっておりましたが、10時38分に大雨警報が長瀬町に発令されたことを受け、10時45分に総務課、10時55分に産業観光課、11時30分には建設課の各課長を初めとする関係職員が参集し、待機態勢として情報収集に当たりました。23日月曜日、午前零時10分に

町長、零時35分には副町長が参集し、その後は随時情報の共有を行いました。また、熊谷気象台へ今後の気象情報について確認したところ、雨のピークは2時から4時ごろであり、土砂災害警戒情報を出す可能性もあるということであったため、避難勧告の発令の可能性も考慮し、避難所開設担当課である健康福祉課長と教育次長への連絡も行いました。午前2時9分に大雨洪水警報、2時20分に土砂災害警戒情報が発令されたことを受け、警戒態勢にレベルを引き上げ、各課長と管理職以上の職員、消防団長を招集しました。参集後、応接室にて現在の被害状況や備蓄品の確認、台風の今後の動きについて情報共有を行い、今後の対応についての検討を行いました。また、埼玉県の災害オペレーション支援システムを使用し、Lアラート連携による各関係機関への状況報告もあわせて行いました。午前3時15分には指定避難所である中央公民館を自主避難所として開設する決定をし、中央公民館長、健康福祉課長、税務課長を派遣し、毛布や水、食料などの備蓄品の運搬を行いました。午前3時30分に消防団の副分団長以上の幹部を招集し、即座の対応がとれるようにするとともに、午前3時50分に自主避難所の設営が完了したとの連絡を受け、午前4時にちちぶ安心・安全メールにて自主避難所開設の広報を行いました。午前5時20分に町民の方より浸水のおそれがあるという通報を受け、職員を2名現場へ派遣し、対応に当たりました。また、夜が明けてきたため、建設課や産業観光課職員を5班に分け、町内巡回を行いました。午前6時に小中学校の登校時間を2時間おくらせる決定をし、午前6時50分に防災行政無線、午前7時にちちぶ安心・安全メールでその旨を広報しました。職員が町内巡回から戻ってきたため、午前6時45分に応接室にて各課からの中間報告を行いました。この時点で情報共有された被害状況は風布地区の土砂崩れなどです。午前7時2分に土砂災害警戒情報が解除されたことを受け、自主避難所の閉鎖を決定し、午前7時20分にちちぶ安心・安全メールにて閉鎖の広報を行いました。また、待機態勢にレベルを引き上げ、総務課、産業観光課、建設課職員が引き続き情報収集と被害の解消に当たりました。午前10時39分に洪水警報が解除となり、全ての警戒が解除されたことを受け、待機態勢を解除いたしました。台風22号は10月27日金曜日に対応の打ち合わせを行いました。職員参集の可能性について確認し、災害時優先電話の配備を行い、有事の際に備えました。台風通過後、職員には各課長を通じて初動マニュアルを再確認するよう指示を出しております。今回の経験を踏まえ、マニュアルに書かれていなかった想定外の事態を一つ一つ潰していくとともに、警察、消防等の各関係機関との連携をより深め、協力体制を築いていきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 町長さんの説明を聞いて安心いたしました。本当にありがとうございます。風布地区の土砂崩れだけというようなことを聞いております。矢那瀬のほうでは濁流が民家の道路の前を流れて、のり面を破損させながら国道140号の歩道、階段を滝のように流れ、歩道は流されていきました。最終的には濁流は最低部の歩道にとどまり続けて、排水溝があるにもかかわらず歩道約20メートル以上が水没しました。増水した濁流は隣接した畑を水没させ、そのままでは農作物に被害があるなというようなことで、ほかの住民と一緒に排水溝の排水口のごみ取りを行いました。畑や歩道も排水が完了して、他の住民と本当に安心しました。本当によかったなというようなことで安心しておりました。

いろいろとまた違いますが、矢那瀬の下郷地区の町道矢那瀬33号線の歩道においても、濁流が流れていまして、民家の脇の小さな沢から道路に濁流が直接流れて落ちているわけです。わかりやすく場所を説明しますと、八幡神社の前なのですが、小さな沢は排水路等が設置されていないために、小さな沢から濁流が道路に直接滝として流れて落ちているわけなのですが、下流の人は道路を水路として流れている状態で

したので、道路の脇の住宅では住宅地内に流入しないよう、土どめ等の対策を実施していました。

また、近隣の住民の不安は、被害は、はかり知れないものがありますので、ぜひ子供たちの通学道路でもありますので、一応見てきて、いろいろと検討してもらえればと思っている次第ですが、必要であれば、現場状況の写真も提出できるのですが、財政の厳しい中とは十分承知していますが、ぜひ早急な対策を検討していただきたいと思います。行政としての対応、お考えを。台風21、22号、いろいろ被害地の対策についても今回の質問には矢那瀬地区に特化しましたが、行政として全体的、総合的な防災対策の推進と同様に、各地の住民の皆さんの声なき声、小さな声を傾聴していただき、日々生活の不安を少しでも取り除いていただくことを希望します。

また、自然が相手で仕方がないと思いますが、職員、議員さんと現場を見ていただいて、伝え聞くではなく、被害状況をわかるうちに実際に目で見て、役に立つ対策をしてもらいたいと思います。そうしなければいいなと思っております。

以上、質問を終わります。どうもいろいろと細かくありがとうございました。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 一般質問をさせていただきます。

最初に、道路整備原材料支給に伴う助成制度の導入について、町長にお伺いいたします。町道で未整備部分の補修などをする場合、関係行政区長の申請により、町が原材料を支給し、該当行政区が整備する事業がありますが、住民の高齢化などにより、地区住民だけの力では補修作業が困難な状況になっています。また、一部でも業者に依頼すれば費用が生じます。このような状況から、行政区の経済的、人的負担を軽減させるため、生コンクリートや砕石など、道路整備に係る原材料支給のほか、行政区が道路の整備を行う場合、必要な経費を助成する制度を設ける考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

道路整備原材料支給事業につきましては、地域住民が自発的に行う町道等の整備に要する原材料としまして、生コンクリートや砕石等を行政区長の申請に基づき、町が材料を支給し、行政区が施工、整備する制度でございます。議員が言われますよう、地域住民の高齢化、人口減少が進み、生活に必要な道路の舗装や砕石の敷きならしなどを住民による共同作業での施工ができなくなることが考えられます。今後このような状況を考慮しながら、原材料費以外の経費や機械の借上料、労務費などについて、何が必要で、どのような助成、補助が可能なのか、いろいろな方向から検討をしていくことが必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 大変前向きにご回答いただいたと認識させていただきます。ぜひとも必要でありますので、これをやっていただきたい。例えばコンクリート1立米を支給する場合には1万円ぐらいつけるとか、2万円つるとかというふうなことで、とにかく業者の手をかりないと、深さ10センチ確保するためでも、なかなかコンクリートを入れての補修というのはできません。機械力でなくてはできないことでありますので、いろんな面で、ぜひこの辺を、町道の整備でありますので、前向きにしっかりとご検討い

ただき、その方向に向かって支給する方向で行っていただきたいと思います。これだけ前向きな回答をいただきましたので、回答は要りません。十分よろしく願いいたします。

2番に行きます。2番、認定こども園について、健康福祉課長にお伺いいたします。長瀬幼稚園がこの4月1日から認定こども園長瀬幼稚園として認可を受け、運営されています。これにより町の所管が教育委員会から健康福祉課に移ったほか、公費の負担方法も変わりました。子ども・子育て支援事業計画では、世帯ごとの多様な就労状況や保護者の考え方に応じた適切な教育、保育の提供や教育、保育定員の確保が求められています。そこで、認可後、園児を受け入れてから半年余りが過ぎ、それぞれの立場で課題が掌握できる状況になったと思いますので、開園後のメリット、デメリットについてお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

本年4月から長瀬幼稚園が認定こども園長瀬幼稚園として運営を開始いたしました。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育園型、地方裁量型の4つのタイプがございます。認定こども園長瀬幼稚園は保育が必要な子供のための保育所機能を持った幼稚園型の認定こども園ということになっております。認定こども園開園後のメリット、デメリットについてのご質問でございますが、メリットといたしましては、今まで町内に2園であった保育所に新たな選択肢ができたということ。それから、認定こども園は親の就労の有無にかかわらず利用できます。入園後に就労を開始する、逆に出産のため仕事をやめるなどの就労の変化があっても、退園、転園する必要がないということ。また、保育と教育の両方のよさを持った施設であることなどがございます。また、デメリットといたしましては、幼稚園型認定こども園のため、3歳未満は利用ができません。幼稚園分の一律だった保育料が所得により変わる、安くなる場合もございますが、変わることで、保護者の就労有無などによって、同じ施設に幼稚園、保育園がありますので、登降園時間が異なるということで、子供同士の園での過ごし方に差が出るというようなことが考えられます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） まだ、しっかりと落ちついた状況でなく進んでいるのかと思うのですが、この後に出てきます補正予算で、また運営費の追加等もありますけれども、実際のところ、まあまあ順調に運営されつつあるようであります。ただ、親にとって、幾分不安というようなものにつきまして、いわゆる1号から2号の利用というのですか、幼稚園に行っているけれども夕方4時、5時まで見てもらいたいということが起きた場合に、人数制限等がある関係から、ちょっと認められないというふうなこともあるようであります。ですから、確かに受け入れるからには保育体制も人員を確保しなくてはいけないとかというふうなものもあると思うのですが、いろいろな面で、はい、いいですよという返事はできないかと思うのですが、そういう面で、余裕を少し持てる運営補助費を支給できるような方向、例えば4人、次は8人でなくては受け入れられないとかという状況でなくて、いろいろと検討していただければ、少しでも利用しやすくなるし、子育てもしやすくなるというふうなことが言えるかと思うのです。そんなことで、一応課長にお願いしたいところなのですが、まずその辺のことについてご回答をお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

認定こども園、先ほどあったのですが、1号から2号へということで変わった場合、定員があるとなか

なか受け入れられないのではないかとございますが、確かに定員というものは施設には設けられておりますので、それを超えることはできませんので、あきがないと難しいというのは確かにあるかと思えます。ちなみに、1号と言われるものは3歳以上の保護者が働いていないというものを指しまして、2号というのは3歳以上で保育、両親が働いているというようなもの、それからもう一つ、3号というものがありまして、3歳未満で保育のものを3号と、この中では言っております。

運営の補助ということですが、施設は基準に基づいて認定されておりますので、あくまでも基準を満たさないと認可がおりないという形もありますので、運営補助というのは非常に難しい。基準を満たせば、当然運営費として国、県、それから町で負担ができるという形になると思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 基準を満たさないというの、結局その4人未満、8人未満というか、未満であれば5人だった場合には8人未満で認定されるのですか。それともそうでなくて、やっぱり8人にならないと8人の枠には入らないのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、新井議員の再々質問にお答えいたします。

基準ということですね。先ほど言った2号、3歳以上でございますが、国のほうでは施設の基準を満たしていれば2歳のお子さんも預かっていいよというような形の通達が出ているところですが、認定こども園長瀨幼稚園では、保育士の数が満たしておりませんので、2歳の利用を受け入れたいとか、そういう形が今できない状態でございますので、保育士の数等ふやしていただければ、その辺のところ、基準を満たす受け入れができるのではないかと考えております。

以上です。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 8番。まず、児童虐待について健康福祉課長に伺います。

新聞、テレビ等で子供が親から虐待を受け、亡くなってしまう報道に、どうにかならないものかと大変危惧しているところです。町では、平成24年度から児童虐待防止推進事業を立ち上げ、虐待への素早い対応や子育て中の親の支援を実施していますが、この中で中心的な役割を果たしている児童虐待防止相談員について、その配置による効果、相談件数、実績などについて伺います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

児童虐待防止相談員について、その配置による効果、相談件数、実績などについてでございますが、児童虐待防止推進事業につきましては、平成24年度から事業を開始しており、その内容といたしましては、児童虐待相談員の配置、講演会の実施、児童虐待・いじめ防止リーフレットの配布など、意識啓発を実施しているところでございます。児童虐待相談員の配置による効果でございますが、教育委員会でS W、スクールソーシャルワーカーとしてお願いしている方を採用することによりまして、学校との連携、調整

には効果があると考えているところでございます。また、町が実施しております各種子育て支援事業にも参加していただくことによりまして、子育て中の親の支援にも効果があるのではないかと考えております。

次に、相談件数や実績でございますが、役場窓口で直接の相談は今までございません。主に学校でのケースに対して活動をしていただいております。これらケースは、非常に内容としてもデリケートな面もございまして、情報の連携、共有というものが非常に重要となっております。今後も児童虐待防止が図られるよう各種事業を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今相談件数、実績などについては何もなくてということで喜んでいいのか、それとも児童虐待防止相談員さんがどこまで、連絡が来なければということなのですかけれども、よく児童虐待とか何かということについては、行っても、「私はしていません、私はしていません」と言うと、相談員さんでも何でも帰ってこざるを得ないということで、実際にあざをつくったりというようなこともあるケースもあるかと思っております。

そして、児童虐待防止相談員についてですけれども、何人ぐらいいて、そして報酬とか何かというのは、お金を出しているのでしょうか。

それから、実績ということがゼロ件でいいのだから、喜んでいいのだからわかりませんが、健康福祉課長がそういうふうに言うのですし、それから教育長も多分そうだと納得していると思っておりますので、実績などについてゼロということは、長瀬町にとっては喜ばしいことですが、何かまた新聞沙汰にならないように願っています。ですから、児童虐待防止相談員についての報酬とか、何か教えてほしいと思っております。またその児童虐待防止相談員は何人いるか、それも教えてほしいと思っております。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

児童虐待防止相談員でございますが1名、時給880円、月6日、1日6時間という状況で勤務していただいております。

それから、途中お話にありましたけれども、問題があればということで、この辺は学校ですとか、非常に情報共有しております。問題があれば、健康福祉課の担当職員、児童福祉の担当職員と、あと母子保健をやっている保健師で訪問に行って、早期の解決というのではないですが、介入をして、虐待が起らないように進めているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 児童虐待防止相談員の時間給が880円、月6日、1日6時間をとということですが、実績がゼロということで、本当に何も無い、平和な町だということで理解して、この質問を終わります。

次に、2番に進みます。（仮称）多世代ふれ愛ベース長瀬の進捗状況について、また健康福祉課長にお尋ねします。本野上地内に建設中の（仮称）多世代ふれ愛ベース長瀬について、町民の方から何をすると、どんなものができるなどの問い合わせが多くあります。工事現場を見ましたが、青いシートで覆われている状況です。そこで、現在どこまで進んでいるか伺います。

また、具体的に説明できる資料提供や運営方法、利用方法などについてあわせて伺います。私もよくわ

からないというのが実情ですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、多世代ふれ愛ベース長瀬建設事業の進捗状況についてでございますが、11月末現在で屋根、外装工事等を中心に実施しておりまして、当初の計画どおり順調に進んでおるところでございます。

次に、具体的に説明できる資料の提供等についてでございますが、配置図、イメージ図等の資料については提供可能でございます。9月の議会だよりもイメージ図の提供をいたしております。

また、次に運営方法、利用方法などございますが、運営につきましては、町の直営で実施する予定で現在検討しております。また、いつでもご利用いただけますよう、土曜日、日曜日の開館も検討しております。

具体的な活用方法や利用計画につきましては、子育て世代の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する事業の実施、子育てに関する相談、援助、放課後等における子供の居場所の提供、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、介護予防、世代間交流など、新たな拠点としての活用を想定しており、気軽に立ち寄れる施設を目指してまいります。

今後も「広報ながとろ」、町ホームページ、フェイスブック等、機会を捉えて工事の進捗状況をお知らせしていくとともに、施設についての周知、特に子育て支援事業なんかに参加していらっしゃる母親の皆さんなんかには、4月にあそこはどういう施設ができるというものなんかもお話を現在しております。これらの周知を行いまして、開設後の利用促進を図ってまいります。

なお、「広報ながとろ」12月号には進捗状況、愛称募集とあわせて既に掲載をしております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 多世代ふれ愛ベースということで多目的ホールになっていることですね。そうすると、今までもよく言うのですけれども、多目的ホールとは何にもならなくて、どっちつかずのホールだから、どれが主でどれがということで、この主眼というのは世代間をなくして、どなたでも来て、そしておじいさんが孫みたいな子供たちを見てやるとかということもいいですし、何でもいいのですよということは、何でもやっても、どこまでがということで、線引きがなかなか難しいということもあります。そうしますので、随分勉強したりとか、話し合ったりするのですけれども、権力ではないけれども、そういうのが強い者が勝つというようなことにならないように。

それから、あと運営方法、利用方法などについて、土日は当然こういう施設ですので、土曜日、日曜日というのは学校もお休みですから、これはやっぱりあけておかななくてはと思います。運営方法につきましては、どこにまで委託をするのか、それとも町の職員が1人でも2人でも行ってするのか。

それから、具体的に説明できるというのですけれども、あそこのシートが覆いかぶさっているところを見ましたら、建築確認のやつはいっぱいこういうふうには張ってありました。だけれども、そのところの横に、でかいところで、ここは子供たちの勉強部屋だよ、ここはおじいさんたちがこんなことをやる、運動をやったりするところだよというのを、小学校の5年生、6年生ぐらいでもわかるぐらいの文面、難しくなくていいのですよね。私は向こうに書いてありますよと言ったって、見たって全然、えっ、これ何、日本語なの、英語がうんと入っていてわからないなというのでは、相手に伝わってこそやっぱり理解を得られるのかなんとかということですので、どうでしょう、少しまだこれから期間がありますので、そのこと

ころ、業者に頼まなくても、ちょこちょこって1枚のコンパネにペンキで、ここのところは子供のところ、ここは老人のところ、ここのところは中年のところ、ここのところは昼寝するところというので書いておいてやれば、ああ、おもしろいものができるなというので、ここのところに何をするとか、どんなものができるのというのがすぐわかると思うのです。ですから、そんなふうなことを考えてやってほしいと思うのですけれども、そのことについて再度課長にお聞きします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員の再質問にお答えします。

運営方法は先ほど答弁のほうで述べさせていただきましたとおり、直営という形で、町の職員を配置してやっていくつもりでおります。

また、今国のほうから妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の子育て世代包括支援センターというのをつくれという形のものでできています。そちらの子育て世代包括支援センターも新しい施設の中に設置するような形で現在検討しているところがございます。県から31年度までの設置という形で言われているものでございますので、そんなふうに進めてまいります。

また看板は、確かにすばらしいご提案だと思います。確かに今集会所をつくっていますとしか書いていないです。確かに完成予想図ですとか、そういうものがあれば、非常に外を通った方もわかりやすいと思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に、3に行きたいと思います。

総務課長に伺います。長瀬地区公園整備事業の進捗状況について。幼児や幼児期の子供を育てる母親たちの願いでもある遊べる公園ができるのを心待ちにし、いつできるのかと多くの方から聞かれます。そこで、この事業の進捗状況や開園に向けてのスケジュールについて伺います。

また、この公園は災害時に一時避難所としての機能を有するとありますが、地域住民のニーズに合わせた公園にさせていただきたいため、整備後の運営方法についてあわせて伺います。運営方法、運営方法と言いますが、これにはお金がかかることですので、なおのことそれだけはお答え願いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、大島議員の長瀬地区公園整備事業の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、進捗状況や開園に向けてのスケジュールについてでございますが、長瀬地区公園は平成27年度に公園用地の測量設計と土地鑑定評価、またその評価に基づき、用地の購入を行いました。平成28年度には地盤の調査と独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理事務所との協定に基づき、浦山ダム堆積土砂の受け入れを行いました。

また、利用が想定される長瀬地区の住民の方々や学校PTAや保育園保護者会など、子育ての世代の方々、老人クラブ連合会などの方々を対象にアンケートを実施し、その後、各団体の代表者の方々と意見交換会を3回実施いたしました。意見交換会では、園内を多目的広場や遊具広場、休息のできる場所など、機能、目的別に幾つかのゾーンに分ける作業を行い、そのほか今後検討していくべき課題についての話し合いを行いました。その後パブリックコメントの募集を行い、いただきましたこれらの意見を参考にしつつ、より詳細な設計を行ったところでございます。今年度はトイレの工事設計を行ったほか、公園の基礎

部分の造成、非常時飲料水対応型貯水槽と防災倉庫の設置を行う予定でございます。11月24日に施工業者と契約を締結したところでございます。また、来年度にはトイレの建築、遊具等の設置を行い、残りの外構工事等を最終的に行いまして、工事完成予定でございます。また、整備後の運営方法につきましては、さきに述べました意見交換会などを通じて、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 着々と進んでいるのですよね。この間見てきました。砂利の山が5つぐらいありました。そうしますと、あそこのところは低くなっておりますけれども、それはさっきのように契約ではないけれども、何かやって、砂利を何とか置いてもいいですよということで、あの砂利はただで置いてもらっているところなのでしょうね。そうしますと、そこところは道路から見るとすごく低くなっています。ですけれども、下にいる人たちのことも考えたり、横の宮内先生のうちか、その辺のところも考えて、余り高くし過ぎると、また何かというときにも、どうにかしてくれと言われるかとも思いますので、大体何メートルぐらいを土砂を盛るといふふうに考えているのか、知らせてほしいなと思います。

それから、整備後の運営方法についても、また町でやったりとか、シルバーさんに委託したりとかということで、いろんなものをつくれば当然お金がかかる。掃除でも何でもかかるということがありますので、そこところがどうするのかという案が、もう一度整備後の運営方法について聞きたいと思います。

ですけれども、この長瀬の公園ができて、私にとってはすごくいいと思います。3回ぐらいここで一般質問しましたけれども、やっとこそ目の見ましたので、よかったねという感じですので、済みませんけれども、土砂の高さがあとどのくらい盛って、ただで砂利をもらってするのか。それから、整備後の運営方法はどこに委嘱するのか、そこを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在の路盤、もともとあそこは田んぼでございまして、そこに土砂を入れて若干高くする予定ですが、その高さを現在のところから平均で約60センチ高くなる予定でございます。

それと、先ほど申し上げましたが、その砂につきましては、水資源開発機構荒川管理事務所のダムの堆積土を運んできてまして、無償でいただいております。

それと最後に、管理運営方法なのですけれども、これも先ほどお答えいたしましたけれども、管理運営方法につきましては、今後検討するというので、一応来年度が30年度で工事が終わって、31年度オープンを目指して行っておりますので、その期間のうちには運営方法等を検討していきたいと考えております。現在のところは、まだ特にこういう形で決まっておられませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 大いに期待していますので、皆さんが、うわあ、すごいなというような公園にできるよう努力してください。お願いします。

次、4に行きます。花の里の整備について産業観光課長に伺います。

花の里の整備について、まず1つ目は、来年度、ハナビシソウ以外の草花の植栽を検討していますか。

2つ目は、来年度もハナビシソウ、次にコスモスといった二毛作で行くのでしょうか。

3つ目は、12月から1月にかけての畑ごしらえ、それから播種の準備、除草の管理など、もろもろの作

業について、ボランティア団体とどのような協議がなされているのでしょうか。

4つ目は、いろいろな意見を取り入れ、より一層、見ばえのする園地として大勢の方に愛される花の里になることを望んでいます、そのために現在どのようなことを検討しているのか伺います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員の花の里整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のハナビシソウ以外の草花の植栽を検討しているかのご質問でございますが、来年度の開園に向けまして、既に10月中旬に長瀨町花の里実行委員会と共同でハナビシソウとカスミソウの播種作業を実施しております。今回ハナビシソウ以外の品種を一部採用した目的につきましては、畑の連作障害を回避することが主たる目的でございます。また、カスミソウを採用した理由といたしましては、播種並びに開花時期がハナビシソウとほぼ同期であり、背丈が大きくなり過ぎない品種であることから、長瀨町花の里実行委員会の役員会で採用することを決定したものでございます。

次に、2点目の来年もハナビシソウとコスモスの二毛作で行くのかのご質問でございますが、今年度はふるさとフェアの会場が岩畳上側の町有地周辺に変更されたことや、畑の地力回復を図るよい機会でありましたので、長瀨町花の里実行委員会の役員会で協議し、秋の黄花コスモスの栽培は実施しませんでした。来年度以降につきましては、当該年度におきまして、長瀨町花の里実行委員会の役員会で協議し、実施するか否かを決定する予定でございます。

次に、3つ目のさまざまな管理作業について、ボランティア団体とどのような協議がなされているかのご質問でございますが、長瀨町花の里実行委員会の役員会を年4回ほど開催し、播種作業や除草作業の日程調整、施肥の有無などを協議しております。

最後に、4つ目のより一層魅力的な花の里にしていくために現在どのような検討をしているかのご質問でございますが、今年度はハナビシソウのミックスカラーを全面に播種しましたが、来年度は原色であるオレンジを基調とし、アクセントとして赤と紫のハナビシソウの種を散策路に沿って播種しました。来年はハナビシソウのオレンジ、赤、紫にカスミソウの白が咲きそろって、見応えのあるレイアウトになることが期待されておりますが、先般関東を直撃した台風の被害により、せっかくまいた種の一部が流されてしまった箇所がございますので、今後の生育状況を見ながら最善の策を講じてまいりたいと考えております。

また、近年新聞やメディア等で紹介される機会がふえたことで、長瀨の花の里といえば、ハナビシソウ園という認識が来訪者にも定着しつつありますので、ハナビシソウ園として今後も引き続き花の里づくり実行委員会と協力して、まずは花の咲きばえを訪れた全ての方々に納得していただけるように全力で取り組んでいくとともに、新たにフォトコンテスト等のイベントを企画するなど、皆様に愛され、親しまれる花の里を目指して、さらなる魅力アップを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） オレンジという原種、頭のいい方たちが実行委員会にいるらしくて、オレンジはどんなものでも原種に返ってしまうから、一番楽ちんな花ですよ。その中にまたアクセントとして白だとか紫色をすれば、誰からも文句も言われない。案外と原種というのは丈夫ですから。200円、入場料なりなんなり取るので、一番無難な線を選んで、頭のいいということしか言いようがありませんですけど

も、頑張ってもらいたいと思います。

ですけれども、この間も新井家住宅のところに行ってきたのですけれども、あそここのところに、こちらに酒屋さんができるということで、鉄条網ではないですけれども、あれが挟んであって、こういうふうにあるのですけれども、来年度までには、あそここの駐車場は、ハナビシソウについてくるお客様についての駐車場はどういうふうにするのでしょうか。そここのところはすごく心配ですし、また、これとはちょっと違いますけれども、新井家住宅に来るお客様たちの駐車場、それからあとそちらの蔵ができるということで、そちらのほうの関係とかということもちょっと心配になってきます。ハナビシソウが、ハナビシソウがというので、テレビで随分と今度なってくると、見る方が多いということで、相当車も台数も多くなりますので、そこについてどのように考えているのか、あわせて伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

1 点目が駐車場はどうするのかというご質問ですが、駐車場につきましては現在工事中、路盤になっている状態になっていまして、藤崎惣兵衛商店が来ることになっておりますが、本体工事の会社がちょっとかわったもので、今業者が選定されていない状況になっております。町のほうとしては、この辺は暮れからずっと来場者もいろんな面で多くなると思いますので、その辺で今駐車場を確保するように藤崎惣兵衛商店のほうに連絡して、私のほうで広げるように今進めているところでございます。4月以降、ハナビシソウ園開園のときには相互利用ということで、上手にその辺を調整しながら、うまく使っていくように藤崎惣兵衛商店のほうとも調整をしながら、お互いを邪魔しないように調整を私のほうで図っていきたいと考えております。

もう一点は何でしたっけ。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今いいやなんて言ってしまいましたけれども、駐車場の台数とか何かというのは、やっぱり50台やその辺は確保できるようにしてほしいと思います。それで、あと今何十台大丈夫です、確保とかなんとかという看板がなくて、行って、くるって回って帰ってくるというようなことが余りないように。いっぱい人が来てくださるのはいいのですけれども、それに伴いましての駐車場確保ということで、余り駐車場を町のほうで確保してしまうと、今度は駐車場を経営している人たちがということもあるかとも思いますけれども、違う他町村に行きますと、大きな駐車場なり何なりが確保してあるのが多い状況です。長瀬町は観光地だから、駐車場なんか構わないのだよなというように言われないように、テレビなんかでも悪用されると、そこに行っても駐車場がありませんなんて宣伝されたら、元も子もなくなりますので、そここのところをよく、これからまだ期間が少しありますので、出るときには出る、言うときには言うということで強硬に、そしてうちのほうの新井家住宅があって、おたくのほうは後から新参者で来ているのだから、うちのほう優先でやってくださいよというぐらいな、強い意志と話し合いを持って、長瀬町に有利になるようなハナビシソウ園を経営して、そしてやっていただきたいと思います。

返事はいいです。以上です。終わります。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出されました議案は、議案第62号から議案第68号までの7件でございます。議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））の提案理由を申し上げます。

平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ745万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億2,557万7,000円にしたいものでございます。

補正内容は、衆議院議員総選挙費を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））につきましてご説明いたします。

内容につきましては、平成29年9月28日の臨時国会において衆議院が解散となり、衆議院議員総選挙が10月10日告示、同22日投開票の日程で行われたため、選挙までの期間が短く、緊急に予算を調整する必要が生じたので、平成29年9月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出の補正予算でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ745万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

33億2,557万7,000円とさせていただいたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。まず、上段の歳入の補正でございますが、第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金、補正額744万6,000円の増額で、説明欄にございます衆議院議員総選挙費等の県委託金でございます。

次に、第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金5,000円は、歳入の不足額を繰り入れさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。下の表をごらんください。第2款総務費、第5項選挙費、第6目衆議院議員総選挙費、補正額745万1,000円の増額は、各節とも衆議院議員総選挙を行うための経費で、緊急に予算を調整する必要が生じたため、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上が今回の専決処分をさせていただきました補正予算の内容でございます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業に関する規定に所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業に関する規定を変更する必要が生じたので、職員の育児休業等に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第63号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

内容につきましては、育児休業法第2条第1項に規定する非常勤職員の育児休業の期間を1歳6カ月に達する日までを、本条例第3条の4の規定に該当する場合にあっては2歳に達するまでに改正するもので、第2条第3号ア（イ）中、「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加えるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第2条の3第2号中「以下この条」の次に「及び次条」を加えるものでございます。

次に、3ページをごらんください。育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の規定を第2条の4として新設し、現行の第2条の4を第2条の5とするものでございます。

次に、4ページをごらんください。第3条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、議案に戻っていただきまして最下段をごらんください。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第63号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第64号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第64号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第64号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。概要でございますが、平成29年3月31日に所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、児童扶養手当法の一部を改正する法律もあわせて公布されました。これに伴い、改正されます内容と同様の表現が長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例にございまして、該当箇所の用語の整理が必要となるため、また今回の改正を機に埼玉県の参考例に合わせるよう文言の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第64号新旧対照表によりご説明させていただきます。1ページをごらんいただきたいと存じます。左側が現行、右側が今回の改正案となり、下線の部分が訂正箇所でございます。

まず、第2条、用語の定義でございます。第2条第2項中「父又は母がその児童を監護する」を「父がその児童を監護し、かつ生計を同じくする家庭又は母がその児童を監護する」に改め、同条第3項第2号、「父母が監護しない前項各号に掲げる児童」を、「母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）」に改め、第2条第3項に第3号として、「父が監護しない若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）」を加え、第7項を削除するものでございます。

次に、2ページをごらんください。第3条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

次に、第6条、支給の範囲でございますが、「町は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としないものとする。」に改めるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、附則でございますが、この条例は平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項第1号の規定は平成30年以降の所得による制限から適用することとし、平成29年以前の年の所得による制限については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第64号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとわからないので教えてもらいたいのですが、この議案64号の第4条第1項第1号中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めると、こういうふうになっているのですが、私がちょっと調べた結果は、中身は変わらないと、言葉だけが変わったのだという意味なのだけれども、それでいいのかどうかということです。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、呼び方が変わっただけで内容等には変更は特にございません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第65号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第65号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。よろし

くご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第65号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由は、町長が先ほど説明したとおりでございます。今回の改正は、平成29年6月2日に公布されました地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、引用条文が改正されたため行うものでございます。

内容といたしましては、認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項が介護保険法第5条の2に盛り込まれ、今まで1項立てであったものが3項立てになり、同条を引用する形で認知症の定義を定めておりましたことから、項まで引用する形に改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。2枚ありますが、1枚目は長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、2枚目、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例となっております。それぞれ条文中、現行の第5条の2を項まで引用するため、第5条の2第1項と改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行については改正法の施行年月日である平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第65号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっと教えてもらいたいのですけれども、この認知症の問題、現行でいくと第5条の2、この認知症というのは脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態というふうに定義されるのですけれども、今度改正案の中では、5条の2のほうに認知症に第1項というのが加わった認知症というふうに規定しているのだけれども、認知症の中身が変わるのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

認知症に関する記述が、法律のところが今までの5条の2というのがそのまま5条の2の1項に移ったという感じです。2項、3項はその認知症の特性に応じたりハビリですとか、介護、その他認知症に関する施策を総合的に推進するように努めなければならないですとか、そういうものが2項、3項に上がったと、書き加えられたということで引用しています5条の2が5条の第1項になったということで、認知

症の定義そのものが変わるものではございません。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第66号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第66号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,134万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億4,692万5,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第66号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,134万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,692万5,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。まず、歳入の補正内容でございますが、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正

額65万3,000円の増額で、各節のとおり障害者自立支援給付支払等システム改修、子どものため教育・保育給付費に対する負担金でございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額11万8,000円の増額は子どものための教育・保育給付費に対する負担金でございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額310万4,000円の増額で、各節のとおり埼玉県教育認定こども施設型給付費及び重度心身障害者医療給付費に対する県の補助金でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1,747万3,000円は歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次のページをごらんください。歳出の補正内容につきましてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額15万円の増額は、第12節役務費で、切手代等通信運搬費に不足が生じたため増額するものでございます。

第9目自治振興対策費、補正額216万円の増額は第19節負担金、補助及び交付金で、地域振興対策事業補助金は上袋区集会所駐車場舗装に伴う補助金で、長瀨町コミュニティ協議会補助金は、行政区に配備しました除雪機の不足分6台を購入するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額324万7,000円の増額は第13節委託料226万8,000円で、子育てワンストップサービスに係るシステム改修業務の委託料、第18節備品購入費97万9,000円は職員が使用するノートパソコン6台の購入費でございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額83万2,000円の増額は国の補助事業で、障害者自立支援給付費支払等システム改修に伴う経費でございます。

第3目社会保険費、補正額73万円は第20節扶助費で、重度心身障害者医療給付費に不足が生じたため増額するものでございます。

第5目介護保険費、補正額25万3,000円の増額で、第28節繰出金は介護保険システム改修のため介護保険特別会計事務費等への繰出金でございます。

第2項第1目児童福祉費、補正額1,340万5,000円の増額で、認定こども園、放課後児童クラブ、多世代ふれ愛ベース長瀨事業に係る経費で、第11節需用費25万1,000円及び第12節役務費6万9,000円は、ふれ愛ベース長瀨開設に必要な消耗品等の購入及び光熱費、電話料等でございます。

第13節委託料581万8,000円は説明欄のとおり、認定こども園運営費委託料の増額分545万8,000円、放課後児童健全育成事業委託料18万6,000円は多子世帯経済的負担軽減6名分の経費でございます。

第14節使用料及び賃借料はふれ愛ベース長瀨に設置するAEDの借上料、第15節工事請負費はふれ愛ベース長瀨道路後退部分の簡易舗装工事費、第18節備品購入費はふれ愛ベース長瀨で使用する机や椅子等、開設に伴います備品の購入でございます。

続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、次のページになりますが、第3目農業振興費、補正額10万円の増額は有害鳥獣防護柵等設置費補助金に不足が生じたため増額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額25万円の増額は住宅リフォーム等資金助成事業補助金に不足が生じたため増額するものでございます。

第2目観光費、補正額22万1,000円の増額で、彩の国観光トイレに枯れ枝や枯れ葉が落ち、施設に影響があるため、支障を来している樹木の伐採を行うための経費でございます。

以上で議案第66号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対し質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点かありますのでお願いします。

まず、この補正予算書の11ページのところにあります第2項の13節の委託料の子育てワンストップサービスに係るシステム改修業務委託料というふうなことで226万8,000円と計上されていますけれども、これは当然やらなければいけない金額だと思うのですが、これに対しては業者選定等について、これはやっぱりある程度入札を出してやっているのですか、そうではなくてこういう業務なので、今までに継続してやってもらうというやり方なのかどうか。

あと年度途中でこんなふうな改修というのが結構あるのかどうかというふうなこと。あと下のほうへ行きますと、下の13節多世代ふれ愛ベース長瀬警備業務委託料ということなのですが17万4,000円、これは今工事をやっているところの、ちょっとさっきよくわからなかったのですが、何かその警備業務のお金が17万4,000円かかるのかどうかということ。

それから、除雪機の購入についてなのですが、これがちょっと課のほうは総務課になるのかもしれないのですが、お聞きします。まず、この除雪機を購入するというのは、宝くじの助成金か何かでというような話だったのですよね。この話が出たのは多分4月の区長会でこのような話が出たと私は記憶しています。まず、区長会でそれを提案したということだと思います。その後各区に申し込みをしていただいたということだと思います。そうすると、このとき実際には何台申し込みがあったのかということ、その次に決定通知をされた。そうすると、これ14台でしたか、決定した。ところが、ちょっと聞いた話なのですが、1つの区で辞退したというふうな話を聞いているのですが、それはなかったのかどうか。ほかに振り分けたというような話聞いています。

それから、今議会で除雪機を6台購入との補正ということなのですが、前のときの話では来年度に希望のところから足りなかった分、6台分ですか、購入するというような話だったわけです。当初はそういう話、説明でした。ところが、ここに来て急にこの補正用よということはどういうことでそういう補正、今年度になったのか。前回これを買うときには来年度という話だったのですよね。それちょっと、これを今出していただくの早いほうがいいという判断か、そこはその判断理由はわかりませんが、計画性がないではないですか。来年度6台、6機買うと言ったわけですよね。今回は計算してみますと、多分1機が19万幾らか、割り算するとそのぐらいになると思うのですが、前と同じ機種で同じお金で買ったのかどうか。最終的にこの6機を買ったとしても、まだ多分ほかの6区残ってますよね。ただ、風布等では何機か持っているような話ですが、今後また来年になったら、そういうのを呼びかけてやるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

一応それだけかな。たまたま課長の答弁であつたら。ああ、もう一点済みません。これ登下校の足を確保するというのが一番の目的だというふうなお話だったのですが、これ私の隣接する下山区というのは第一小学校があるところなのですが、最終的にここに全部集まってくるのですよね、生徒が。これ町の指定で除雪をするところもありますけれども、そうではないところもあるということで、最終的に集まる区を最初の要するに14区に入れないで削除したという理由がちょっとわからない。最終的に集まってくるのだから、やはり下山区は最優先でも入っているべきだったのではないかなと思うのですが、今回の補正とはそれちょっと、補正が入れば当然言うわけですが、一応そのことについてご質問したいと思います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

第13節委託料、子育てワンストップサービスに係るシステム改修業務でございますが、この事業につきましては6月補正で国の事業として実施している事業で、これを利用しています町のシステムとデータ連携を行うための改修費になります。今回うちのほうで使っておりますシステムの会社と随意契約をさせていただきます。ほかの会社だとできませんので、今使っています会社と随意契約をさせていただきます。以上でございます。

〔「ふれ愛ベースの警備業務はこれは違うのですか」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

多世代ふれ愛ベース長瀬警備業務委託料17万4,000円でございますが、当初は機器設置に係る費用がかかるということで、通常の毎月の警備委託料にプラスして14万5,000円当初の機器設置の費用がかかるということで、その費用を計上してございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

除雪機の関係につきましては、各行政区に要望を確認いたしましたところ、21行政区から要望がございました。それで、コミュニティ協議会の補助金が250万ですので、14台しか購入できません。そういうことで進めていたわけなのですけれども、途中で1行政区から辞退がございました。それで、要望する行政区が20行政区となりました。それで、今回配布できなかった行政区は6行政区ということになっております。今回補正で上げさせていただきました機種とか価格は前回の補正の価格と機種も同じでございますし、価格も同じでございます。

それから、除雪機の配布基準につきまして、行政区のほうになかなか、6行政区、今回当初でお配りできなかったわけなのですけれども、14行政区に配布を決定した後、選定につきまして町で業者……失礼しました。20行政区で14行政区で6行政区につきましては、各行政区長さんのお宅に伺いまして、配布できなかった理由とか、それを直接伺いましてご承諾をいただいております。その選定方法につきましては、町道で町で実施している除雪路線、また通学路等の路線を状況を勘案しまして決定させていただいております。

それから最後に、また来年度以降、この除雪機、ですから20行政区配りましたので、残りが6行政区ですか、ということになるのですけれども、当初全部の行政区に今年度要望があればということでお話ししましたので、6行政区から当分、町のほうとすると要望なしということになってきておりますので、当分の間は来年度すぐすぐ対応していくということは、今のところ要望をとるということは考えておりません。

それからもう一点、質問があったかと思うのですが……。

〔「変更になった理由です。来年の……」と言う人あり〕

○総務課長（横山和弘君） そうですね。申しわけありません。6月議会のときに説明で、不足する台数については来年度以降考えていきたいということで私答弁させていただきましたけれども、今回優先順位から漏れてしまった6行政区につきましては、先ほども申し上げましたように各行政区長宅へ伺いまして、選考

に漏れた理由を直接説明いたしました。こうしたところ、各区長から非常に残念であると、何とか少しでも早い時期に配備をお願いしたいという強い要望が各区長からありましたことから、町長、副町長と相談いたしまして、シーズン当初には間に合いませんが、今期で間に合うよう配布したいため、補正予算に計上させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今課長の答弁で概略わかったのですけれども、今期にということ是要するに平成29年度期内ということですか。そうではなくて、これから雪等は見込まれるので、この補正予算が通れば早急に、雪が降る前のという、そういう意味かどうかということ。

あと1点、これ購入していただくということは、ある意味いいことだと思うのですが、この使用方法とかそんなふうなことについての概略等については区長とか区民が十分理解しているのかどうか。特にここで申し上げにくいのですが、自分の区では買ったということは聞いたと。買うかどうか聞いていないと。これ予算と関係してくると思いますが、うちのほうの54世帯のうち、多分11世帯はもう高齢者だけの世帯なのです。だからそういう、例えば家庭にも踏み込んで、区長さんがやるということではないのですけれども、そういうのに使用しても大丈夫なのかどうかとか、そういう使用の規定というのですか、ものについてはある程度町からもう区に配布したから区のものだというふうな形でやるのか。そうではなくて、当然それは1人で住まわられていて、高齢者でちょっと道が掃けないという場合には、そういうのを区の、というか通学路を優先だけれども、そういうところもやっていくという目的なのか。そういうのがはっきり、やっぱり指導というのですか、区のほうに伝わるようなものがあってしかるべきではないのかなと思うのだけれども、そこの点についてお願いします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

除雪機の今回の補正の配布につきましては、今回補正が可決させていただければ、1月早々にでも、なるべく早い時期に行政区のほうにお配りできればということで考えております。12月中にちょっと雪が降ってしまうと間に合わないわけなのですけれども、行政区のほうにはなるべく早い時期に配付をしたいということで考えております。

2点目の使用方法につきましては、過日各行政区、また副区長さんや班長さんもおいでいただいた行政区もあるわけなのですけれども、役場におきまして操作説明会を実施させていただきました。行政区のほうで操作については、区長さんなり副区長さんが班長さん、またその地域住民の方に操作する方がいらっしやいましたら、操作方法について説明をお願いしたいということで役場のほうではお話ししております。

今回のこの除雪機配布させていただきましたけれども、コミュニティ協議会の補助金ということで、町の所有物ではなくなり、行政区というか行政区で組織しているコミュニティ協議会の所有物ということになりますので、町のほうでは一応希望としましては、除雪路線につきましては、通学路をまず優先に実施していただきたいということで行政区のほうにはお伝えしております。そのほか各区のほうで除雪していただきたいというような区民からの要望がありましたら、その区のほうを実施していただいて結構ですということでお伝えしてございます。

この2点質問あったかと思うのですが、以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、内容についてはわかりました。これ区長さんを責めているのではないの

で、もう一回言いますが、やっぱりコミュニティ力というのを高めるということは必要だと思うのです。ですから、もう今度は区のものになるというふうなことなのですが、それどうに使うとか、そういう強い指導をやっぱりというか、そういう区もあるので、うちの住んでいるような区もあるので、やはりそういうものについては区民にしっかりこういう目的だとかこんなふうにするとか、事故がもし起こったとき困るから、保険は区で入ってくださいとか、そういうものを区民にも必ず説明会をしてくださいとか。そういうことがないと、せっかくのものが有効に使えなくなるというふうなことです。そのところを、もし今後そういうことがあるとすれば、やっぱり物の行き来だけではなくてコミュニティ力を高めていかなければいけないと言われている時代ですので、町当局としては、当然そういうものは言われたからそれで通じているだろうというほど甘くないのです。そのところをそういうところもあるので、頭に入れて、紙にしてとか、そうでないと実際伝わってこないというところもありますので、そのところを配慮をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） まずは1点目なのですが、ふれ愛ベース長瀬についてこの補正が出てきました。今回のこの補正の内容は何か理解をしたいと思いますが、今まで我々にはどんな使用方法か、管理の方法、また今後のいろんなコストがどのぐらいかかってくるのか、以前に私は質問しましたところ、まだ完成していないのだからわからないという状況のもと、こういう補正がちょこ、ちょこ出てくるような気がするので、確認のために聞いておきます。今後予定される補正なり、予算をとらなくてはならないランニングコストの参考を教えてくださいと思います。

それともう一つ、除雪機の問題なのですが、今5番議員が質問をしていました。風布区がこの除雪機を宝くじ助成金もらったときに私も一緒になってお世話になりました。町当局から風布区に除雪機をいただいたときにいろいろ区民の皆さんと一緒に運用を始めた。先ほども言うように、保険あるいは燃料代、今後出てこないのでしょうか。もし出てくるとすると、ちょっとまたおかしな話になってくるので、多分この最初の補助金でもらうときに管理規定だとか、保管場所の規定だとか、そういうのがしっかりできているのだと思うのです。これ、だから今確認をしておきたいのは保険の問題だとか、今後の修理だとか、燃料だとか、各行政区から区長会なりでまた要望が出てこないようにしっかりと管理規定、運用規定を伝達をしていただきたいということを確認します。

その2点お願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

ふれ愛ベースの管理、使用方法、ランニングコストというようなご質問であったかと思いますが、先ほど一般質問の中でお答えしましたとおり、管理方法は町の職員が行く直営という形で行ってまいります。使用方法につきましても先ほど内容を申し述べさせていただきました。土曜日、日曜日にも開館するというような形で今検討を進めているところであります。ランニングコストにつきましては、今回光熱水費、それから通信運搬費等一月分計上させていただきましたが、これが年間コストですと12倍という形になると思われます。光熱水費も他の施設に比べて、現在はLED等を使いますので、電気代のコストは非常に他の古い施設館と比べれば抑えられているのではないかなと思われます。

また、消防法に規定する施設となりますので、こういうものは法定の点検等が来年度必要になってくるかと思われます。また、それ以外の機器や設備の管理は1年目で瑕疵担保責任がございまして、2年目からはそういう点検の費用とかが新しくかかってくるのではないかとと思われます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

除雪機の保険料とか燃料代につきましては、除雪機を配布したときに区長さんのところにお届けしたときに、燃料代、保険代等については行政区のほうで負担をしていただきたいということ。また、この間行いました操作説明会のときにもその旨は区長さんにお伝えしてございます。ただ、購入した1年目は保険代については無償で販売会社のほうで加入していただくということで、先日手続をとってもらっていただいております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ページ11で、認定こども園運営費委託料というふうにあり、545万8,000円あるのですけれども、この内訳的なものはわかりますか。多分保育費的なものであったり施設費的なものであったりするのと思うのですけれども、その内訳をお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 認定こども園の委託料の内訳ということでございますが、当初見込んでいた人数から多少1号がふえ、1号というのは幼稚園部分の人数でございます。2号が予定より少なくなったということで、その人数を加味した形で1年間今後かかる支弁総額と言いますけれども、費用総額を求めて今回補正をいたしております。

今回補正で金額が上がったというものなのですが、2号、いわゆる保育園部分につきましては、負担割合が国、県、町3分の1ずつ負担という形になっておるのですが、1号の場合は、支弁総額の73.4%部分だけしか国、県、町が3分の1ずつ負担するという……失礼しました。国2分の1、県4分の1、町4分の1でした。それ部分の、73.4%分も同じく国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担なのですが、残りの26.6%の部分は、国と県がそれぞれ2分の1負担というのが当初予算上計上されていなかったものですから、今回改めてその金額を計上したものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（染野光谷君） 日程第10、議案第67号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第67号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億8,617万3,000円にしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第67号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをごらんください。第1条、歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,617万3,000円とするものでございます。

次に、3ページをごらんください。款項別の補正額についてはごらんのとおりとするものでございます。内容につきましては予算説明書により説明いたします。歳入につきましては6、7ページ上部分をごらんください。第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目介護保険事業費補助金、現年度分25万2,000円は歳出の介護保険システム改修事業費の補正に伴い、法定割合分を増額するものでございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目その他一般会計繰入金25万3,000円は、歳出の介護保険システム改修事業費の補正に伴い、一般会計から繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては6、7ページ下部分をごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費50万5,000円は制度改正に伴い、高額介護サービス費の見直しや、更新認定有効期間上限の延長など、介護保険システムを改修するための委託料について増額するものでございます。

以上で議案第67号の説明とさせていただきます。

- 議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

- 5番（村田徹也君） 済みません。今課長が最後に言ったところ、ちょっと早口でわからなかったのです。この介護保険システム改修業務委託料の、これ介護法のどっかが変わったとか、そういうのではなくて、今早かったのも、ちょっとメモれなかったのも、もう一度そこを。介護法が変わってとかということではないのです。それ変わったのか、ちょっとそこを説明をお願いします。

- 議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

早口で済みませんでした。介護保険は、認定期間が今1年から2年という形に延びております。それが3年に延長するという形で今進んでおりますので、その辺がちゃんとできるようにシステムを見直すこと。それと、高額介護サービス費の見直しであるとか、介護報酬がこれから改定になりますけれども、そういうものに対応した形のことのできるようにシステムの改修を行うというものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第68号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第68号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員である野原新平氏が平成29年9月19日付で退任したことに伴い、地方税法第423条第4項の規定により、大澤雅文氏を補欠委員として選任したので、同条第5項の規定により、議会の承認を得るため、この案を提出するものでございます。

大澤氏は井戸下郷区に在住し、飲食店を経営、温厚な性格で幅広い見識を有する方であるため、補欠委員として選任したものでございます。よろしくご審議のほどご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第12、請願第1号 国保税の県移管についての意見書提出を求める請願を議題といたします。

この請願第1号は平成29年9月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされております。総務教育常任委員会委員長の報告を求めます。

1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） それでは、総務教育常任委員会に付託された請願第1号 国保税の県移管についての意見書提出を求める請願について、審査結果を報告いたします。

10月13日金曜日、11月9日木曜日、11月21日火曜日の3日間、それぞれ午前9時から委員全員の出席により委員会を開催し、同請願を審査いたしました。

委員会での審査は、まず請願の紹介議員である田村議員から請願内容とその理由を聞き、質疑、討論を行いました。

討論では、財政基盤が脆弱、被保険者構成の変化、生活実感などの理由から、含意は妥当で委員会としては意見書の提出はするべきであるとの意見があった反面、後世への負担が増すなどの意見もありましたが、委員の過半数の意見が採択すべきという結果になりました。

したがって、本委員会では含意は妥当であるとし、採択と決定いたしました。

以上で委員長報告といたします。

○議長（染野光谷君） ただいま総務教育常任委員会委員長から報告されました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 国保税の県移管についての意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（染野光谷君） 起立少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。



◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第13、請願第2号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 国民健康保険の県単位化にあたっての請願、紹介議員の田村です。

請願者は、秩父社会保障推進協議会から出ました。

中身といたしましては、請願の内容を読み上げたいと思います。

請願の趣旨

2018年度より、国民健康保険制度の財政運営主体が市町村から埼玉県に移行します。現在埼玉県国民健康保険運営協議会において移行に向けた準備が進められており、この7月には「埼玉県国民健康保険運営方針」（案）が公表されました。この運営方針（案）は、市町村の法定外繰り入れ（市町村独自の財政支援）の大部分を「解消・削減すべき赤字」として、6年間の期限を定めてその解消を迫っています。計画通りに法定外繰り入れが解消・削減されるなら、国民健康保険税は最大で2倍、平均で1.4倍引き上げられる試算となっています。

国民健康保険制度は、被保険者の大半が低所得者・高齢者で構成されていること、国庫負担割合が長期的に削減されてきたことなどから、被保険者の税負担が重く、払いきれずに滞納する世帯が増大しています。このため滞納対策としての取立てや差し押さえが行われています。先の運営方針（案）では、市町村ごとの国民健康保険税収納率目標も定められ、更なる徴税強化を余儀なくされることは必至です。

これ以上の国民健康保険税の引き上げは、国民健康保険制度そのものの崩壊にもつながりかねません。国民健康保険法はその第1条で、国民健康保険は社会保障であると明記しています。国民健康保険は、国・県及び地方自治体が責任を持ってその運営を支えるべきです。

そして、請願項目として3つ挙げまして、1つは、国民健康保険制度が社会保障であるという観点から、国及び県に対して公的支援の拡充を強く要望するとともに、法定外繰り入れによる財政的支援を継続・拡充させること。

2つ目として、国民健康保険税額の引き上げは行わず、低所得者の保険税減免制度の拡充を図ること。

3つ目、国民健康保険税の徴税は、生活と営業の再建を最優先し、個別状況を勘案して懇切丁寧に行うこと。保険証の取り上げは行わないこと。

以上のとおり地方自治法第124条に基づいてお願いいたします。ということであります。

これは先ほど否決されましたけれども、あれは国や県に対する要望なのですから、これは市の行政当局者に対する要求でもあると思います。これは秩父社会保障推進協議会ということなので、文面自身はこの長瀬だけではなくて、秩父の1市4町にかかわるようなことだろうと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（染野光谷君） 起立少数。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。



◎請願第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（染野光谷君） 日程第14、請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願を議題といたします。

紹介議員、岩田務君に趣旨説明を求めます。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願について説明させていただきます。

請願者は、長瀬町在住、栗原つばさ、堀口真由美、西澤裕美、斉藤くみ子、飯野朋子、鈴木智子の6名です。

説明については、内容を朗読させていただきます。

放課後等デイサービスの設置に関する請願

私たちは障害児を持つ親たちでございます。

子供たちは午後3時頃に帰宅をしますが帰宅後の面倒をみる人が必要となり、母親が仕事を持っている場合には、仕事が限定されてしまいます。

働くための時間を確保するため、また保護者の心身的の休息のためにも放課後等デイサービスの設置を希望致します。

「学校でも家庭でもない、第三の場」として子供たちの豊かな時間、豊かな発達を作り出すための場所、夏休み等の長期休暇を、高等部卒業まで安心して過ごせる場所がほしいと願っています。

秩父市にはキッズクラブ、キックオフの施設がありますが、毎日の送迎を考えるとかなりの負担になります。そのことから町内に放課後等デイサービスを設置してほしいと考えております。

子供たちの豊かな放課後を保障し、親の働く時間を保障するという2つの現代的課題にこたえる処置だと思いますので、早急の実現を要望致します。

以上のように地方自治法第124条に基づきお願いいたします。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 放課後デイサービスについてなのですが、これは町で要するに施設をつくるとかそういうものでないような気がしますが、ちょっと聞くところによると、ながとろ苑さんで放課後デイサービスを始めるような話も聞いております。ちょっとわかりません。そんなような、きょう会議をやっているの、それが議案に出ていましたので、ちょっともしかしたらということがあるかもしれません。長瀬町では、はつらつ長瀬プラン等で障害者福祉の充実ということであっております。例えばこの放課後デイサービスを始めるということになると、国とか市町村で9割負担ということになるわけですね。申請をして、その計画が通れば、要するに9割は、1割自分の持ち出しと。ただ、所得の上限があったりとかということだと思いますけれども、町としてこういう障害福祉の充実というのをうたっているの、できればこんなふうな要望を挙げていったらいいのではないかなという気がします。

ちょっと調べたのですが、やはりこういうのに関しては、学校教育法の第1条に基づいた学校に行っているという、だから要するに幼稚園とか保育園は含まないと。小学校以上というふうな感じで18歳までで、18歳過ぎると特別な事情がある場合は20歳までというふうなことで限定されているようです。だから、簡単に言うと、要するに療育手帳を持っているとか、または専門家からの意見書が提出されているという方についてはということ認めていくということだと思っておりますけれども、それによってもし専門家が認めたら、長瀬町として受給者資格を発行していくということになると思うのですが、これを開設するには保育士または指導員が1人以上、児童発達支援管理責任者が1人、設備人材管理者が1人いなければならないというふうなことの施設のようです。秩父市は3カ所あるのですが、1カ所が市でやっていると思います。あと2カ所は、違う私のほうでやっているということだと思います。あと、近くでは皆野町のムクゲ自然公園内の花の森こども園ですか、さんでもこれを、何か出ているのですが、こういうことをやっているということがわからないのです。だから、もしだったら、そういう町としてではなくても、隣接した町村でそれについてやっていくとかということではできないのではないかなと思いますが、できればこういうふうな人たちも健常児であれば放課後……学校の……

〔「放課後子供教室」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） そうそう。放課後児童クラブと同じような形で扱っていけると。そうすると、こういうのはレスパイトケアということで、障害者を持つ親の休息であるとか、何かちょっとできるとか、そんなふうな目的になっているというようなことなので、せっかくこういうものが出されたのだから、これは私は認めていくような方向でいいのではないかなという気がするのですが、以上です。

○議長（染野光谷君） 質疑はありますか。

4番、岩田務君、また説明。

○4番（岩田 務君） 済みません。ただいま今村田議員よりながとろ苑のこととか、内容について本当にいろいろ説明していただきましてありがとうございます。今回は、請願については、この障害児を持つ親の方たちに思いのままにというか文章にさせていただいていると思いますので、今後どういったやり方をするかなどは、こちらの請願を出させていただいて、当局にいろいろご検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） この放課後等デイサービス設置に関する請願出てきました。ですけれども、内容を見てみますと、何だかやってもいいかなとも思いますけれども、これどうでしょうね。委員会付託で少しもっと勉強してもらって、それでちゃんとしたものでということで、それが一番よろしいかと思うのですけれども。私は委員会付託にしたほうがいいかなと思うのだけれども、そのところは意味がちょっとよく……請願という……付託の予定で。

〔「質疑をして」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） では、いいがね。では、今の取り消しです。今の取り消しね。では議長、今の取り消してください。今言った言葉は。

○議長（染野光谷君） 今質疑の時間なのだそうです。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） では、取り消しね。

〔「今の取り消しね。今瑠美ちゃんが言ったの消して」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） はい。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎発議第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（染野光谷君） 日程第15、発議第3号 長瀬町手話言語条例を議題といたします。

発議の内容等について、提出者、岩田務君の説明を求めます。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、発議第3号 長瀬町手話言語条例について説明申し上げます。

提出は、私、岩田でございます。賛成者は、長瀬町議会議員、野原隆男、野口健二、新井利朗、井上悟史、村田徹也の6名でございます。

手話は手や指の動きや表情により、物の名前や概念などを視覚的に表現する言語です。我が国では、障害者基本法の改正により、言語に手話を含むことが明記され、国連の条約においても手話は言語として明記されております。しかしながら、手話に対する理解は、いまだに社会において深まっているとは言えません。

そこで、本条例案は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、町などの責務や役割を明らかにし、聾者と聾啞者、聾者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現を目的とするものであります。

手話言語条例は、全国では埼玉県を含む13県、県内では8市1町において制定されておりますが、長瀬町の条例案では、町民だけではなく、長瀬町を訪れる地域住民や観光客を意識していることや、長瀬町だけではなく、秩父地域の近隣自治体との連携に努めるよう明記されていることが大きな特徴となっております。

条例の施行期日につきましては、来年度4月1日としております。

議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。発議案第3号については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号は総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎議員派遣の件

○議長（染野光谷君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元にご配付してありますとおりに派遣することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元にご配付いたしましたとおり派遣することに決定されました。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（染野光谷君） 日程第17、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など7件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

今後の予定でございますが、恒例の成人式を年明けの1月7日、日曜日に有隣倶楽部を会場に開催いたします。今回長瀬町で成人を迎える対象の皆さんは65名でございます。議員の皆様にはご出席の上、成人

者の新しい門出を祝福していただきたいと思います。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し心より御礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ3週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっまいますので、ご自愛いただき、交通事故等にも十分ご注意の上、新しい年が健やかに迎えられますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本年も余すところ3週間となりました。皆様方におかれましては、時節柄くれぐれもご自愛の上、輝かしい新年を迎えてください。

以上をもちまして平成29年第5回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月2日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 井 上 悟 史

署 名 議 員 田 村 勉

署 名 議 員 野 原 隆 男